

令和6年4月18日（木）

於・農林水産省第3特別会議室

第216回林政審議会議事速記録

林 野 庁

午後1時06分 開会

○谷村林政部長 それでは、お待たせいたしました。定刻となりましたので、ただいまから林政審議会を開催いたします。

委員の皆様方におかれましては、お忙しい中御出席いただきまして、誠にありがとうございます。

本日は、いつも司会をしております林政課長の望月が業務の都合で遅れて出席をすることになっておりますので、それまでの間は林政部長の私、谷村が司会を務めさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

まず、定足数について御報告いたします。

本日は、委員20名中、オンラインでの御出席も含め、17名の委員に御出席を頂いております。当審議会の開催に必要な過半数の出席という条件を満たしておりますので、本日の審議会が成立していることを御報告いたします。

また、お手元に参考1として、林政審議会委員名簿を配付しておりますが、本日は河野委員、日當委員におかれましてはオンラインで御出席いただいております。また、秋吉委員、中崎委員、福島委員は御欠席ということでございます。

また、あわせまして、林野庁の人事異動がございましたので、この場をお借りいたして御紹介させていただきます。

4月1日付けで土居整備課長、本日は出張のため総括補佐の山口が代理で出席をしておりますほか、山田管理課長、宇山業務課長が新たに就任しておりますので、お手元の参考2、林野庁名簿を御覧いただければと存じます。

それでは、ここからの議事進行は土屋会長にお願いしたいと思います。

会長、よろしくお願いいたします。

○土屋会長 皆さん、改めましてこんにちは。

いつも「お忙しいところ」と言っているんですが、特に年度始めなので所属やお立場が変わった方もいらっしゃるでしょうし、年度始めでいろいろお忙しいところ御参加いただき、ありがとうございます。

今日は、答申が二つもありますし、いろいろ議論すべきこともありますので、是非積極的な御発言をお願いいたします。

それで、いつも申し上げていますが、オンラインの御参加の方、どうしてもこちらは気付くのが遅れてしまいますので、是非いろいろな方法でアピールしていただくと、こちらとしては

助かります。よろしくお願いします。

それでは、いつもの恒例になりました。まずは、青山林野庁長官から御挨拶をお願いいたします。

○青山林野庁長官 皆さん、こんにちは。林野庁長官の青山でございます。本日もお忙しい中御出席を頂きまして、ありがとうございます。

昨日の深夜に高知と愛媛に大きな地震がありまして、大きな被害がないといいんですけども、被害に遭われた方にお見舞いを申し上げたいと思います。今年は能登半島地震もあって、非常に地震の当たり年みたいなところがあって、大変心配でございます。

さて、本日は今年度最初の林政審議会としまして、昨年9月に諮問させていただきました森林整備保全事業計画、森林・林業白書について御審議を頂きたいと思います。

一つ目の森林整備保全事業計画につきましては、2月の審議会後にパブコメを実施いたしまして、それを踏まえた修正を御審議いただきたいというものでございます。二つ目の森林・林業白書につきましては、昨年9月の諮問以降、施策部会での議論を重ねていただきまして、ようやく本文（案）としてまとまりました。今年度の特集は「花粉と森林」ということで、国民的な課題、それからトピックスとして森林環境税、森林環境譲与税、それから能登半島地震への対応などを取り上げさせていただいております。

こうした国民の皆様の関心の高いテーマをタイムリーに取り上げてできた白書ということで、国民の皆様の理解や関心をより一層高めていきたいと考えておりますので、今後とも委員の皆様様の御指導をお願いしたいと思います。

このほか、報告としまして、「森林の生物多様性を高めるための林業経営の指針」というのを最近作りまして、「改質リグニンの今後の展開に向けた勉強会」とりまとめも直近で出来上がってきましたので、最新の動向ということで御報告させていただきます。

本日も大変長時間となりますけれども、皆様から御忌憚のない意見を賜れればと存じますので、本日もよろしくお願いいたします。

○土屋会長 長官、ありがとうございました。

今長官からも御説明いただきましたように、今日もかなり盛りだくさんな審議内容になっております。3時間の長丁場になりますので、よろしくお願いいたします。

それでは、余り私がしゃべっているのはやめて、なるべく審議に使うべきですので、議事に入ります。

まず初めに、議事（１）森林整備保全事業計画の策定についてです。これは、今長官からも

ありましたように、既に審議会で議論を重ねているわけですが、パブリックコメントがあったところですので、それを踏まえて最終的な結論を得たいと思っております。

それでは、まずは齋藤計画課長から御説明をお願いいたします。

○齋藤計画課長 計画課長の齋藤でございます。よろしくお願いいたします。

資料が1－1、1－2、1－3までございますが、まず1－2を御覧ください。前回、令和6年2月に素案について御審議を頂いて以降、3月8日から3月27日までの20日間、電子政府総合窓口及び農林水産省のウェブサイトの掲載等によりまして、パブリックコメントを実施いたしました。

提出いただいた意見の件数については、意見提出者・団体等の数で見ますと、一部不明を含みますが、属性の分かるものは、いずれも個人としての御意見で、13件、項目としては30項目にわたりました。前回、平成31年が4件5項目、前々回が26年で5件9項目という実績からいたしますと、全国森林計画の策定の際にも委員からアドバイスを頂いたことに倣いまして、林野庁ホームページでの積極的なPRに加えまして、都道府県等への周知を図るなどの取組をしたことによるものかなというふうに考えているところでございます。

これにつきまして、3のところですが、「処理結果の区分」は、「既に原文に含まれていると考えられるため、修正に至らなかったもの」「意見を踏まえて修正するもの」「その他、今後の検討の参考等」として分類いたしました。それぞれ19件、6件、5件となっております。

まず一つ目の「既に原文に含まれていると考えられるため、修正に至らなかったもの」ですが、主な提出意見といたしまして、シカ等による下層植生の衰退や裸地化に伴う対策の考え方を追記すべき、あるいは花粉発生源対策による、50年生を超える人工林の活用は慎重にすべき、新しい器具を用いた効率的な作業方法の確立についても言及すべきといった御意見を頂いております。

二つ目の項目、「意見を踏まえて修正するもの」については、資料1－1を御覧いただきながら説明をさせていただきます。

パブリックコメントの27に相当しますけれども、本文のページで言えば5ページの「第2事業の実施の目標及び事業量等」の「2 事業の成果指標及び事業量」で、(3)に「森林資源の循環利用を通じた持続可能な社会の実現への寄与」という項目があるんですけれども、これに関しまして、「令和20年度時点の誘導の進捗率を100として35%まで進捗させる」では意図するところが分かりにくいと。「本計画の期末には」と補足すべきではないかと御指摘を頂

きましたので、「計画期末に」と追記しております。

パブリックコメントの番号で言えば5番に相当しますが、本文案の10ページの「第3 事業実施に当たっての留意事項」の「3 事業の効果的な実施」に関して、10ページの6行目の「新たな技術」と同9行目の「新技術」との違いは何かというお尋ねがございました。これは特段の意味の違いはございませんので、「新たな技術」という用語に統一させていただきます。

三つ目でございます。同じく本文案10ページの「第3 事業実施に当たっての留意事項」の「3 事業の効果的な実施（森林資源の有効活用）」に関しまして、「非住宅分野」とは具体的に何を指しているのか不明であるため、「非住宅建築物」と修正してはどうかとの御指摘や、「間伐等の利用促進に取り組み」とあるが、「主伐材」も重要であるため追記すべきとの御指摘を踏まえまして、「中高層建築物や非住宅建築物、再生可能エネルギー等の多様な分野において、木材の利用促進に取り組み、効果的かつ円滑な森林の整備及び保全の実施に努める」という形で修正をしております。

四つ目でございます。パブコメの番号で言いますと19、本文案10ページ及び11ページの「第3 事業実施に当たっての留意事項」の「生物多様性の保全やネイチャーポジティブへの配慮」の関連で、「30by30」の実現に向けて、その対象領域となる自然共生サイトの認定作業などが進んでおり、国際的な枠組みを視野に入れた取組が必要との御意見や、「ネイチャーポジティブ」という言葉の説明が必要であると。

「ネイチャーポジティブ」については最近になって提唱された概念であり、概念、定義をはっきりさせておく必要があるとの御意見を踏まえまして、「モントリオール生物多様性枠組」で定められています「30by30」の目標等を踏まえて追記いたしますとともに、「注4：自然を回復軌道に乗せるため、生物多様性の損失を止め、反転させること」と付記いたしました。

5項目め、パブコメの番号で言うと20番、本文案11ページの「第3 事業実施に当たっての留意事項」の「6 その他事業実施に必要な留意事項」の（2）で「多様な主体の参加の促進」に関し、民間の環境志向に関連して森づくりへの関心が広がっており、「森づくり全国推進会議」は重要な動きですが、そのほかに連携の可能性のある動向は、プラチナ構想ネットワーク、ウッド・チェンジ・ネットワークなど多様に展開される可能性がありますとの御意見を頂きましたので、「等」を追記していると。

1－2にお戻りを頂きますと、「その他、今後の検討の参考」についてでございますけれども、能登半島地震など災害が多発している中で、国を守るために森林は重要であり、その計画とし

てしっかり実行してほしいとの御意見を頂いております。

これら以外に、修辞上の修正を若干加えております。

説明は以上です。

○土屋会長 御説明ありがとうございました。

パブリックコメントについて少し述べさせていただきますと、今齋藤計画課長から御説明がありましたように、今回はこれまでと比べると意見数が増えているということになります。これはどのぐらいあれば十分なのかというのはなかなか難しいところではあります。この計画の性格からして、国民からすると少しなじみが薄い部分でもあるので。ただ、少なくとも前よりも増えているということは非常に重要だと思っていまして、是非これからも今回のような御努力をお願いしたいと思います。

それでは、委員の皆様から御質問、御意見等を伺えればと思います。いかがでしょうか。

特に御意見、御質問——これまでも議論を重ねているので、御質問はあまりないかもしれませんが、御意見等も特に御発言される方はいらっしゃらないようなので、まとめの方向に入らせていただいてよろしいですか。

ありがとうございました。

そうしましたら、林政審議会としての取りまとめを行いたいと思います。

令和5年9月12日の審議会の際に農林水産大臣から諮問のありました「森林整備保全事業計画の策定について」は適当であるという旨の答申をしたいと考えますが、よろしいでしょうか。

（「異議なし」と声あり）

○土屋会長 ありがとうございました。皆様から異議なしというお声を頂いたというふうに認識いたしました。ありがとうございます。

それで、答申書の手交なんですけど、いつもですと、この後すぐに答申書の手交になるんですけども、もう一つ、もう御説明がありましたように、いわゆる白書の御審議と、その後の答申書の手交というのがありますので、二つ目が終わった後に二つまとめて答申書の手交することにさせていただきますので、少しお待ちください。

まずは、早く進めないといけないので、次に参ります。ここが今日の一番のメインテーマになると思いますが、議事の（２）令和5年度森林及び林業の動向（案）及び令和6年度森林及び林業施策（案）について審議を行います。いわゆる森林・林業白書ですが、本件は、これも御説明ありましたように、昨年の9月以降、施策部会で鋭意御検討いただいてきたところです。まずは、取りまとめをやっていただきました立花施策部会長から検討経過の報告をお願いいた

します。

○立花委員 それでは、令和５年度森林及び林業の動向（案）及び令和６年度森林及び林業施策（案）につきまして、これまで施策部会で３回議論しましたので、その経過について御報告いたします。

昨年９月１２日の第１回施策部会では、事務局からは令和５年度森林・林業白書の作成方針について説明が行われ、特集のテーマを、花粉発生源対策等を扱う「花粉と森林」として、通常章については前年度同様「森林の整備・保全」「林業と山村（中山間地域）」「木材需給・利用と木材産業」「国有林野の管理経営」「東日本大震災からの復興」について記述することが提案されました。

令和６年度森林及び林業施策については、森林・林業基本計画を踏まえて項目立てをすることが提案されました。

委員からは、特集について、中崎委員から、スギを悪者にするのではなく、豊かな森の役割も理解してもらえる構成にしてほしい、及び、花粉発生源の減少について、誰が伐って、誰が使って、誰が植えるのかという問題点をクリアにしてほしいという意見がございました。

また日當委員から、花粉の特集は時宜にかなっているが、出口は木材利用の拡大につながるストーリーにしてほしい。

斎藤委員から、花粉症対策にはこれまでも取り組んできた実績があること、人と森林の調和した状態を目指すことへの理解を促すような書きぶりを工夫してほしい。

私から、花粉発生源対策後の望ましい森林をどう描くのか、林業をどう進めて、労働力をどうするのかといった、林野庁がやるべきことが網羅される特集になるので、様々なところに気を付けながらまとめてほしいなどの意見が出されました。

続いて、昨年１１月２０日に開催された第２回施策部会では冒頭、森林総合研究所及び林木育種センターの有識者をお招きして、花粉症発生源に関する知見や花粉の少ない品種の開発状況等について情報提供を頂き、質疑応答を行いました。その後、事務局から構成や各章の主な記述事項の案が示されました。

それらを踏まえた議論において委員からは、特集について以下のような意見が出されました。

中崎委員から、推進する課題に特化するだけでなく、本当に山側が求めていること、国民が求めていることについてきちんと書いてほしい。

斎藤委員、日當委員から、スギ林の齢級構成や花粉飛散量と花粉症の因果関係について丁寧に整理して記述してほしい、このような内容でした。

トピックスについては、中崎委員から、トピックス1の森林環境税については国民に理解してもらえるようしっかりPRしてほしい。

松浦委員から、トピックス3のデジタル林業について、森林も含めたデジタル化であることを打ち出してほしいなどの意見が出されました。

通常章については中崎委員から、クマによって森林被害だけではなく人身被害も発生しているので、対策を記述してほしい。

丸川委員から、木造ビルが増えてきていることについてPRしてほしい。

日當委員から、木質バイオマスのエネルギー利用について、安定的調達に課題があることも情報提供してほしいなどの意見が出されました。

さらに、本年2月20日に開催された第3回施策部会では事務局が作成した本文の素案について審議いたしました。その際、1月1日、元日に発生した能登半島地震への対応についてトピックスの5に追加すること、全体の分量については昨年度とほぼ同じであることが報告されました。

委員からは、特集について以下のような意見が出されました。

まず私から、国内外の論文が引用されており、深い理解につながるが、一部、林齢と雄花の着花量の関係のところには引用が書かれていないので、可能であれば記載してほしい。

また、斎藤委員から、本文に記載されている施策と花粉症対策初期集中対応パッケージとの対応が分かるように整理してほしいなどの意見が出されました。

また、通常章については、斎藤委員から、「木質バイオマスのエネルギー利用が災害時のレジリエンスの向上も担う」との記述について、事例でも示してほしいなどの意見が出されました。

以上、主な意見を取り上げて御紹介いたしましたが、様々な意見が出されて、しっかりと議論を行ってまいりました。

これらの議論を踏まえた本文の記述の取りまとめ等、林政審議会への報告については、私、施策部会長に一任されました。施策部会長としては、事務局作成の案は委員からの意見を適切に反映しており適当であると考えますので、ここに御報告いたします。

以上、よろしくお願いいたします。

○土屋会長 丁寧な御報告ありがとうございました。今回の特に特集は国民の関心が非常にあるところであると同時に、いろいろな意味で非常にセンシティブなところでもありまして、この御意見の中にもあったように、書きぶりといいますか、若しくは説明の仕方というのをいろ

いろ工夫しなくてはならなかったと思います。それについては、もちろん事務局も大変だったと思いますけれども、施策部会の皆さんも真剣に真摯に考えていただいて、様々な御意見を御検討いただいたことを深く感謝いたします。

それから、能登半島の地震についてもいち早くトピックスに載せることを御判断いただいたということも評価に値すると思っております。どうもありがとうございました。

では、それを踏まえまして、案としてどういうものになったかということについて、上杉企画課長から御説明をお願いいたします。

○上杉企画課長 企画課の上杉でございます。よろしくお願いいたします。

白書につきましては、資料２－１が白書本体の厚い本文になっております。資料２－２がそれを要約した概要版になっております。本日は時間の都合もございますので、基本的には２－２の概要版を中心に御説明させていただきますが、今まで頂いた御意見などもありますので、部分的に本文の方も触れながらという形で御説明をさせていただきます。

なお、お手元の資料につきましては、事前にお送りしたものから若干修正が入ったところもございますので、御了承いただければというふうに存じます。

では、概要の資料２－２でございます。

最初に表紙をめくっていただきまして、目次がございます。先ほど御紹介ありましたとおり、今年の特集は昨年度に動きのありました花粉発生源対策をテーマにすることとしておりまして、タイトルを「花粉と森林」というふうにしております。

また、トピックスにつきましては、令和４年度における特徴的な動きを五つ紹介しております。

また、それらの後の、いわゆる通常章につきましては、例年と同じ章立てで「森林・林業の動向」につきまして記述をしているところでございます。

では早速、特集の方に入っていきたいと思えます。資料の１ページからになっております。

まず大きな１といたしまして、「森林資源の利用と造成の歴史」となっております。

（１）になりますが、戦前までの歴史を記述しております。有史以前には、日本列島はスギなどの針葉樹と広葉樹が混交する森林に広く覆われていたと考えられること。その後の長い歴史を通じまして、我が国ではスギなどを利用し、資源の減少に対応して、江戸時代の頃から造林が始まったことについて紹介しております。

特にスギは各地域の特徴に合った多様な系統が存在したことや、幅広い立地で生育が可能、成長が早い、用途が幅広いといった理由で、全国各地で造林されるようになってきた経緯など

を紹介しているところでございます。

また、コラムでは、より視野を広げてみるという意味で、過去に何度もスギが優勢な時代があったことや、そういった森林の姿を知るために花粉が有用であったことについて紹介しております。

次に、2ページの(2)でございます。現在の人工林面積につながる戦後の動きを紹介しています。国土保全のために早急な緑化の必要性が強く認識され、復旧造林が実施されたこと、続いて、旺盛な木材需要に対応することが社会的な要請となりまして、拡大造林が進展したこと、それらの結果、スギ等の人工林が現状の1,000万ヘクタールに達したことを記述しております。

次に、3ページになります。大きな2といたしまして、「スギ等による花粉症の顕在化と対応」になっております。

まず(1)で花粉症について説明しております。世界の花粉症の状況を概説いたしまして、その上で日本でのスギ花粉症の初確認と患者の増加について記述をしているところでございます。

また、花粉症を引き起こす仕組みについて説明する中で、これまでの施策部会での御指摘を踏まえ、花粉症と花粉飛散数や森林の状態等との関係について整理をしております。

まず花粉症は自然に治ることが少ないために有病者が蓄積していくこと、患者の増加には花粉飛散量の増加や大気汚染、食生活の変化などの影響も指摘されていることを記述しております。グラフによって、花粉飛散数の増加や花粉を飛散させる20年生を超えるスギ林の増加も示しております。

次に、4ページの(2)でございます。これまでの花粉症対策を整理しております。

林野庁が花粉動態調査を始め、関係省庁の連絡会議が設置されたことなどを紹介しております。

なお、下のコラムでは、そもそも花粉症の原因となり得る植物とはということを解説しているところでございます。

次に、5ページから見開きの6ページにかけましては、花粉の少ないスギの開発と増産について、ヒノキの状況も含めて記載をしているところでございます。

次に、7ページに飛びます。大きな3といたしまして、昨年度から動き出した新たな花粉発生源対策について説明をしております。

まず(1)では、昨年4月に閣僚会議が設置され、数値目標を設定して対策を加速化すると

されたこと、続いて、対策の各柱といたしまして、8ページの(2)になりますが、重点区域を設定して、集約化や路網整備を推進するなどして植え替えを加速化させることを記述しています。

次に、ページをおめくりいただきまして、9ページの(3)になります。植え替えに不可欠なスギ材需要の拡大につきまして、住宅や非住宅などの各分野での取組を記述しております。

次に、ページが飛びますが、11ページになります。11ページの頭のところに(4)とございます、苗木の生産体制を強化することについて。その下の12ページになりますが、(5)では、事業量に対応するため、生産性向上と労働力の確保を推進していく必要があることについて記述をしているところでございます。

特集の最後の方になりますが、13ページ、14ページでございます。まず13ページからは、まとめといたしまして、大きな4になりますが、森づくりの方向性全体について解説をしています。

(1)では、森林は多面的機能によって国民に恩恵をもたらす「緑の社会資本」であり、その機能を持続的に発揮させるため、森林・林業基本計画では、多様で健全な森林へ誘導することといたしまして、特に林業に適した所では資源の循環利用を推進する一方で、不利な場所では混交林などに誘導することを紹介しているところでございます。

その下の14ページになります。(2)でございますが、今申し上げたような森づくりが花粉を減らすことにつながると同時に、花粉発生源対策の強化は基本計画の目指す姿の実現を促進することにもなるということを解説しているところでございます。

特集の最後になりますが、先ほども部会長からありました、これまでの施策部会での御意見、また昨年7月の本審での御意見も踏まえまして、スギを悪者にするといったことではなく、人とのより良い関係に持っていくという意味で、社会全体が長期的な視点を持って、花粉発生源対策を含め国民の多様なニーズに対応した森林を育むことで、人と森林のより調和した状態を目指すことが重要であるという形でこの特集を結んでいるところでございます。

以上が特集になります。

続きまして、トピックスになります。15ページからがトピックスでございます。

まずトピックスの1でございます。今年度から森林環境税の課税が開始されることから、税の意義や森林環境譲与税を活用した取組が着実に展開していることなどを紹介しているところでございます。これまでの施策部会での御指摘を踏まえつつ、これは資料2-1になりますが、本文の28ページでは写真も交えまして2ページにわたって厚めに事例を記載するなど、工夫を

しているところでございます。

次に、資料２－２、今までの概要の資料にお戻りいただきまして、トピックスの２、概要の16ページになります。クリーンウッド法が改正され、川上・水際の事業者による合法性確認等が義務になったことを、この法律の目的も含めまして紹介をしているところでございます。

次に、この概要の17ページのトピックスの３でございます。デジタル林業の推進といたしまして、森林調査から流通に至る工程でデータを共有するなど、デジタル技術の活用により地域一体となって取り組む「デジタル林業戦略拠点」の創出が今年度から始まったことを紹介しております。

次に、18ページのトピックスの４でございます。G7広島サミットで採択文書に「持続可能な木材利用」が初めて明記されたこと、我が国として持続可能な木材利用の重要性について積極的に発信していくことなどを紹介しているところでございます。

トピックスの最後でございますが、19ページになります。先ほどもございましたが、本年冒頭の能登半島地震について、山地災害等からの復旧に向けた取組を推進していくこと、なりわいの再建支援や木造仮設住宅の供給状況等について紹介をしているところでございます。

以上が特徴的な取組であるトピックスにつきまして紹介をさせていただきました。

続きまして、いわゆる通常章の内容になります。資料は概要の20ページでございます。

まず第Ⅰ章の森林の整備・保全においては、まず森林の多面的機能が2050年カーボンニュートラルやGX、国土強靱化に寄与していくことなどを記述しているところでございます。

次に、ページをおめくりいただきまして、21ページでございます。林業イノベーションを推進していることや林業普及指導員の活躍等について記述をしております。

次に、その下の22ページになります。森林整備を推進していることを記述し、その中で伐採造林届出制度や造林適地の選定についても触れております。また、エリートツリー等の種苗の供給を推進していることを記述しております。

次に、ページをめくっていただきまして、23ページになります。林道等の路網の整備を推進していること、森林経営管理制度による経営管理の受委託を進めていることに加えまして、その下の24ページになりますが、森林環境譲与税について活用額が年々増加していること、譲与割合の見直しが実施されること等を記述しているところでございます。

また、社会全体で支える森林づくりとして、J-クレジットの認証量が大きく増えていること等を記述しているところでございます。

次に、ページをめくっていただきまして、25ページでございます。盛土等による災害防止や

山地災害等への対応について記述するとともに、その下の26ページになりますが、生物多様性の保全やシカなどの野生鳥獣等による森林被害の状況とその対策について記述しているところでございます。

なお、これまでの施策部会での御指摘を踏まえまして、資料2-1の本文になりますが、この本文の69ページではクマについて、人的被害も含め、記述をしているところでございます。

恐縮ですが、概要の資料2-2にお戻りいただきまして、27ページと28ページにわたりまして、国際的な動向や国際協力について記述をしているところでございます。

次に、同じく概要の29ページをおめくりください。29ページからが第Ⅱ章の「林業と山村（中山間地域）」になります。

まず林業の動向として、林業産出額が増加傾向にあることなどを記述しているところがございます。

次に、その下の30ページになりますが、林業経営体の規模拡大が進行していること、31ページでは林業従事者数が横ばいに転じまして、4万4,000人となっていることなどを記述しているところがございます。

その下の32ページでございます。林業経営の効率化に向けた取組といたしまして、生産性向上のための施業の集約化について記述をするとともに、おめくりいただいた33ページで、収支のプラス転換に向けた「新しい林業」の取組を紹介しております。

35ページになりますが、特用林産物が林業産出額の4割で、きのこ類の輸出額が増加傾向にあることなど、35ページでは薪や炭、竹、漆など、その他の特用林産物について記述をしているところがございます。

次に、その下の36ページでございます。山村の動向といたしまして、山村の地域資源への関心が高まっていること、山村の活性化に向けまして、森林サービス産業など地域資源の発掘と付加価値向上などの取組を支援していることを記述しているところがございます。

以上が第Ⅱ章となっております。

ページをおめくりいただきまして、37ページから第Ⅲ章「木材需給・利用と木材産業」という形になります。

まず37ページでございますが、我が国の木材需要が増加傾向にあり、自給率が40.7%になったことなどについて記述をしております。

その下の38ページでは、木材価格についてピーク時から低下したものの、以前より高い水準で推移していること、クリーンウッド法の改正が成立したことなどについて記述をしております。

す。

次に、おめくりいただきまして39ページでございます。木材利用が2050年カーボンニュートラルの実現に貢献すること。 その下の40ページから41ページにかけましては、非住宅・中高層建築物の木造化・木質化が進展していること、「都市の木造化推進法」等により木材利用を後押ししていること等を記述するとともに、これまでの施策部会での御意見を踏まえまして、資料2－1の本文になりますが、136ページから2ページにわたりまして建築物の事例を写真入りでふんだんに紹介をしているところでございます。

恐縮ですが、概要の資料にお戻りいただきまして、資料の42ページでございます。エネルギー利用される木質バイオマスが年々増えていることなどについて記述をしております。ここにおきまして、これまでの施策部会での御指摘を踏まえ、大変恐縮ですが、本文の144ページでは、バイオマスの安定調達の課題と対応策について記述するとともに、同じく本文の146ページになりますが、事例では災害時のレジリエンスに寄与する熱利用について紹介をさせていただいております。

恐縮ですが、概要の資料にお戻りいただきまして、43ページでございます。消費者への木材利用の普及の取組や木材輸出が増加傾向にあることなどを記述しております。

その下の44ページになりますが、木材産業につきまして、国際競争力等の強化に向けた取組が進展していること、45ページでは国産材の活用に向けた技術開発や製材業等の各部門で国産材の利用割合が増加傾向にあることなどを記述しております。

以上が第Ⅲ章となっております。

次に、この概要の47ページからが第Ⅳ章の「国有林野の管理経営」についてになります。

47ページでは、森林面積の3割を占める国有林野が国民全体の利益につながる公益的機能を發揮していること。

下の48ページ、さらに、めくっていただいた49ページでは、公益重視の管理経営を推進していることや、民有林への技術の普及等により、森林・林業施策の推進に貢献していることなどについて記述しております。

内容といたしましては、昨年度と大きく変わるものではございませんが、国民の皆様が取組内容をイメージしていただきやすいよう、本文におきましては事例を厚くしております。

例えば、資料2－1の本文の171ページになりますが、この171ページでは民有林における豪雨災害からの復旧を国有林が行ったことや、173ページでは小笠原諸島における市民参加による外来種駆除などを紹介しております。

以上が第Ⅳ章の「国有林野の管理経営」になります。

続きまして、概要の50ページからが第Ⅴ章の「東日本大震災からの復興」になります。

50ページでは、海岸防災林の大部分が復旧・再生したことなどについて記述しております。

次の51ページ、さらに52ページでは、原子力災害からの復興といたしまして、しいたけ原木等の広葉樹林の再生に向けた取組や、安全な特用林産物の供給に向けて支援していることなどを記述しているところでございます。

以上が第Ⅴ章「東日本大震災からの復興」になります。

最後の53ページでございますが、ここは令和6年度の森林及び林業施策になります。令和6年度の予算、税制、金融措置等、令和6年度に講じようとする施策を整理しているところでございます。

説明は以上になります。よろしくお願いいたします。

○土屋会長 非常に簡潔に御説明いただきまして、ありがとうございました。

私の方に、いわゆるタイムスケジュールというのがあるのですが、それと比べると大分余裕のある形でご説明をまとめていただきましたので、この後、質疑を余裕を持って行うことが可能になりました。

先ほど申しましたように、今日中に答申を行わなくてはなりません。御議論が進んで、これでよいということになったらですが。いわゆる取りまとめに入るのが15時30分ぐらいを予定しています。ですから、ご議論いただく時間は十分あります。しかし、結構あると思われるかもしれないのですが、毎年この白書の審議を御記憶の方は、ちょっと思い出していただきたいのですけれども、大体最後の方が時間が足りなくなって、肝腎の――まあ、通常章も非常に重要なところの項目がいっぱいあるわけですが、そここのところの議論が十分にできなくなる場合が多々ありました。これは私が座長としてうまくコントロールできなかったことの責任でもあるのですけれども。今回は少し余裕がありますが、委員の皆さんにお願いしたいのは、なるべく項目を絞って、1項目若しくは2項目で、一つの項目についてはなるべく簡潔にしていきたいということが一つです。

それから、どこについての御議論かというのをみんなで共有しないと議論がちぐはぐになってしまいますので、今企画課長からも常に指示があったように、資料2-1と資料2-2、つまり本文と概要があります。そのどちらかであるかということと、その何ページ目かということをお示しの上で御質問なり御意見をお願いいたします。

もう一つ、これはもう例年やっていることなんですが、全部のことについて一斉に御質問を

頂きますと、かなり広範囲にわたりますので、議論があっち行ったりこっち行ったりしてしまいますので、私の方で少し区切って御議論いただくようにします。

特集とトピックスというのは国民の皆さんも一番関心がいくところであるので、この二つは区切ってそれぞれやらざるを得ない。それから、その後、それが重要ではないということではないんですが、毎年御議論していただいていることの繰り返しの部分もありますので、一応Ⅰ章とⅡ章についてをまとめて御質問、御意見を伺うということにします。

あと最後のところですが、最後はⅢ章とⅣ章とⅤ章、それに令和6年度の森林及び林業施策について、まとめて御議論を頂くということにしたいと思います。

今のそれぞれについて、20分を大体めどにしたいと思っております。

それから、御質問、御意見については幾つかまとめてから事務局の方にそれに対するお答えをお願いするという形にしたいと思っております。

以上について、何か御意見等ありますでしょうか。よろしいですか。

それでは、せっかく頂いたたくさんの時間ですので、有効に使いたいと思います。

まず初めは特集です。特集については企画課長からの御説明もかなり丁寧にやっていた部分があるのですが、特集、いわゆる花粉の問題について御質問、御意見、どちらでも構いませんので、是非挙手の上、先ほど申しましたように箇所を示して御発言をお願いいたします。いかがでしょうか。

ごめんなさい、あともう一つ肝腎なことを忘れました。施策部会ではこれまで、もうかなりたくさんの御議論を重ねていただいたわけですので、申し訳ないんですが、この場合は施策部会委員以外の方をまずは優先して初めにご質問、御意見を伺って、その後に施策部会委員にも御意見を頂くということにしたいと思います。それもよろしいですか。

それでは、まずは小野委員どうぞ。

○小野委員 小野なぎさです。お時間ありがとうございます。

今回の特集は、今年も私も花粉症に大変苦しみながら、興味深く拝見させていただきました。

多くの国民が知りたいであろう、なぜ花粉症が増えていて、花粉症が増えている原因は何で、そしてどのような対策が取られているのかという部分はとても丁寧に説明がしてあって、分かりやすいなと思いました。

その上で、メッセージの伝え方というのが、林野庁も一国民であるとは思いうんですけれども、森を育てている側という立場として、思いをきちんと伝えたいんだなと思って読んでおりました。

まず特集のタイトルなんですけれども、「花粉と森林」という部分です。花粉症対策のことを書いているので、「花粉症と森林」とか「花粉症対策と森林」ではいかがでしょうか。ずばりここは言った方がいいのではないかなと思いました。

そして、花粉症は私含めて多くの国民を悩ませているわけではありますけれども、スギという木自体が悪いわけでも、スギが花粉を出すことが悪いわけでもなく、スギは樹木として、ただ繁栄のために花粉を出しているだけだと思うので、ただ、増え過ぎてしまっているということ、加えて、人の暮らしの変化や大気汚染が問題という視点を踏まえて、三つほど提案をさせていただきたいと思います。

まず本文の方の、分厚い方のページ、11ページの13行目のところです。「林野庁では花粉発生源対策として」というところですが、「花粉を飛散させるスギ人工林の伐採・利用」とありますが、「飛散させる」という表現がちょっと気になりました。「花粉を飛散するスギ人工林」ではいかがでしょうか。又は、強調するのであれば、「飛散する増え過ぎた人工林」などがいかなと思いました。

そして、その下のコラムなんですけれども、こちら内容を読むと花粉のことが書いてあると思うんです。花粉症の原因となる植物というと、たくさん思い浮かぶかと思うんです。その植物の名前がいろいろ書いているわけではないと思うので、「花粉を飛散する植物」であるとか、「植物が飛散する花粉」などとしてはいかがでしょうか。

そして三つ目ですが、昨今、生物多様性の取組も盛んに広がっているので、この花粉症対策の早生樹の開発等も大変細かく書いてあったんですが、特に5ページの2行目辺りに「スギは各地域の地理的・気候的な特徴に合った多様な品種系統が存在して」ということが書いてありますので、多様性の部分に対して、人為で花粉の少ない苗木を開発するということに対する生態系への影響についても一言添えられた方がいいかなと思いました。これは後々恐らく気になる方が増えるような気がしております。

最後に表記の部分ですが、ページ、13ページのところです。14行目、「第一世代精英樹」という「第一」という漢数字ですが、概要の方だと算用数字で書いてあるので、こちらは算用数字に統一した方が読みやすいかなと思いました。

以上です。

○土屋会長 ありがとうございます。特集のタイトルからの御意見も含めて御指摘を頂いたところです。

先ほど申しましたように、幾つかまとめて回答を頂きますので、ほかの方いかがでしょうか。

飯塚委員。

○飯塚委員 飯塚でございます。よろしくお願いいたします。

私もこの特集、すごく読み応えがあって、非常によくまとまっているなと一読者として感じました。

という中で、13ページのところなんですけど、一番下の欄外ですか、注の20、「成長量が同様の環境下の」というところの「雄花着花性が半分以上」という、この「雄花着花性」という言葉がちょっと分かりにくいのではないかと思います、要するに花粉が……ごめんなさい、自分が分からないので説明がしづらく。概要のところでも5ページ目の下から3行目に「雄花着花性が低い」というふうな説明で、括弧、それがどれぐらい低いのかという説明書きがあるんですけども、例えば「雄花着花性が通常のおおむね半分以上、括弧、こういうことですよ」みたいな書きぶりの方が国民にとって親切かなというふうに感じました。

以上です。

○土屋会長 ありがとうございます。ごめんなさい、ちょっと今のところがフォローできていない。雄花着花性ですね。着生性……

○飯塚委員 ごめんなさい、着生性。

○土屋会長 着生性ですね。分かりました。

ほかの方はいかがでしょうか。

土川委員どうぞ。

○土川委員 私も非常に、今までの森林・林業白書以上と言うんでしょうか、我が身を振り返りながら大変興味深く、ああ、こういうことかということいろいろ勉強になりながら読ませていただきました。ありがとうございます。

その上で、恐らくこれ読まれる方、スギが今どういう状況なのかということも当然お知りになりたいんでしょうけれども、やはりなぜ花粉症になるのかということで、やはりまだまだ未知のところもあるというのも皆さん御案内のところかなと思います。

8ページ、9ページにはそこら辺の、医学的にどういうことなんだということがいろいろ引用はされているんですけども、1点だけちょっとこれはどうなのかなと思ったのが、本文の14ページの32行目以降の「治療法の研究と普及」というところで今の現状をここに書かれているわけなんですけれども、ここに出典が見当たらないんです。恐らく、先ほどのなぜというところにはいろいろと引用文献書かれているんですけども、可能であれば何か、こういうところからの引用を書かれた方がいいのかなというのが一つ目の意見であります。

二つ目が実際にスギを利活用するという事で、新たな方法で、本文の18ページでしょうか、(3)のスギ材需要の拡大で、ここに資料の17、写真がありますけれども、特に真ん中の異樹種集成材、これはいわゆるハイブリッド集成材のことかと思うんですけども、これを更に増やしていくという方向性なんでしょうか。つまり、製造するときに、単純に二つの樹種をサンドイッチさせるだけでも結構手間暇がかかるんです。こういう使い方もあるという一つの事例として——まあ、木材の例と書いてあるからそうなんだろうけれども、出されているのか。

その2点について教えていただければと思います。以上です。

○土屋会長 ありがとうございます。河野委員が手を挙げられているということなので、御発言をお願いします。

○河野委員 恐れ入ります。オンラインで失礼いたします。日本消費者協会の河野です。

今回の白書を拝見しましたがけれども、国民と森林・林業の距離が本当にぐっと近付いた感があります。その他の項目でもそうですけれども、冒頭の特集で「花粉と森林」について取り上げていただき、様々な観点からの情報提供と具体的な取組を紹介していただいたこと、私もそうですけれども、花粉症に悩んでいる多くの国民にとって、今回林野庁様から示された花粉症対策というのは、これまでの森林・林業施策としては画期的であり、こうした身近な取組を通じて森林・林業への国民の理解につながればというふうに思います。

それで、私は修正提案とか、そういうことではございませんで、この白書がどれだけの国民の目に触れるかということも考えますと、細部にこだわるよりは、こうした新たな取組を分かりやすく社会に発信することに大きな意義があるというふうに考えていますので、是非いろいろところで、白書は非常に分厚いですし、簡単に手に取れるものではございませんけれども、概要版、特に特集だけを取り出すというふうな形でいろいろな方の目に触れることで、我が国の森林・林業施策への理解が深まってくればというふうに思っています。

私からは以上です。

○土屋会長 ありがとうございます。

それでは、今全部で4人の委員から御質問、御意見を頂いたところですので、まとめまして事務局から回答をお願いいたします。

○上杉企画課長 すみません、まず小野委員から、特集のタイトルにつきまして端的に「花粉症対策」とか、花粉症を取り上げているので、分かりやすく、例えば「花粉対策と森林」又は「花粉症と森林」といったような方が分かりやすいのではないかという御指摘かと思います。

考え方でございますけれども、確かに国民の関心が高いということで今回花粉症対策、去年閣僚会議もあり、全体像が取りまとめられたということで、この特集を取り上げたわけではございますけれども、最終的に我々が森林・林業基本計画で目指すべき山の姿と申しますか、国民から理解を得られる山づくりと申しますか、そういったところに結び付けていくという意味もございまして、「花粉症対策」とか「花粉症」とあえてすると、またちょっと絞られているという感じもあるのかと思います、そこはむしろ「花粉と森林」とニュートラルにした方がより伝わるのかなという意味もあり、このようなタイトルにしてきたところでございます。

あともう一つ、小野委員から、すみません、11ページだったと思いますが、下の方、コラムの直前ですが、「花粉を飛散させる」という言葉遣いがちょっと、恐らく趣旨としては悪者的な意味合いがうかがわれるのではないかとといったような御指摘かと思いますが、ここも今までいろいろ我々どもが、今までの政府全体のいろいろな、閣僚会議とかある中で使っていた文言を、基本的には全体像などに即して使っているところでございますので、そういう悪意があってやっているわけではないということかなと思っております。

3点目の「第一世代」、ここは漢字の方が正しいということでございますので、そういう形で、すみません、なっております。

次に、飯塚委員の13ページの一番下です。欄外の注釈の20番ですか、「雄花着生性」の文言遣いが分かりづらいという、一般的には分かりづらいんじゃないのかという御指摘かと思いますが、すけれども、ここも我々が——まあ、そこが分かりづらいと言われてしまうかもしれませんが、専門文献に即してこういったものを今回調べて、ちょっと記述をしているところがありますので、より正確性という意味でこの言葉遣いを学問的と申しますか、使わせていただいているところでございます。

あと土川委員から、本文の14ページの下の方でございます「治療法の研究と普及」の部分について出典を入れた方がよいのではないかとこのところでございますが、今回、できる限り施策部会の方でも正確性などという観点で、出典をできる限り盛り込むようにということで御指摘ある中で、ここにつきましても再度どのようなものが入れるのかというのをちょっと考えたいと思います。

最後に河野委員から、引き続きしっかり発信していくべきだということでは引き続き、またより分かりやすい形で広報をしていきたいと思います。

すみません、もう一点、小野委員から、生物多様性に関する記述が必要なのではないかという点につきましては、すみません、本文の13ページでございますが、上から二つ目のパラグラ

フです。行数で言うと8行目か9行目から、「なお」とございますが、そこの方で、すみません、「多様性」の方について触れているところでございます。

○石田木材産業課長 すみません、続きまして、土川委員から御指摘ございました18ページの異樹種集成材の関係でございます。こちらにつきましては、本体資料の方の134ページの方を一度開いていただけますでしょうか。

こちらにございますとおり、我が国、木造軸組住宅、こういったところにおきまして、横架材、梁ですとか桁ですとか、こういったものになかなか国産材が使われないといったような状況にございます。こういった中におきましてスギの需要を増やしていくという意味でございますので、こちら、18ページの方の写真の方にございますとおり、これは特に堅さが求められる、スパンを飛ばさなきゃいけないというところで、たわみを少なくするという意味では、こういったハイブリッド、異樹種の集成材、こういった方法もあるということでございますし、このほかに左の方にございますとおり、スギのいわゆる梁せいを少し高くして、その分たわみを減らすといったような、通常のスギの平角といったようなものの開発というのを進めているという状況でございます。

○上杉企画課長 申し訳ございません。小野委員から御指摘ありましたもう一つを、すみません、失礼しました。11ページのコラムのタイトルです。

今花粉症の原因となる植物となっているところをもうちょっとニュートラルにという御指摘かと思いますが、ここのコラムの書いてあるものにつきましては、このコラムの文章の二パラ目のところにもありますけれども、花粉症を引き起こしにくいとされているとか、そういった中身について記載しているところでございますので、最後の文章のところでも、50種類以上の花粉症が報告されているとか、こういったものをちょっと御紹介させていただきたいものでございますので、「花粉症の原因となる植物」という形でタイトルを付けさせていただいているところでございます。

○土屋会長 ありがとうございます。

もう一回確認したいんですが、小野委員の御質問、御意見に対する回答で、多様性とか生態系への影響ということを記述した部分というのが13ページの9行目から、「なお」のところだという御説明でしたよね。

○上杉企画課長 はい。

○土屋会長 これすごく分かりにくい文章に私には読めるんですけども、これは新たにそういった品種を開発しても、多様性には影響が余りないということがここに書かれているんです

か。

○上杉企画課長 はい、そのとおりでございます。

○土屋会長 「遺伝的多様性の確保は留意されている」という意味が、そういう意味なんですね。ということだそうです。

飯塚委員、実は余りやり取りをしていると、ほかの方のチャンスがなくなっちゃうんですが、今の質問に対する若干のということですね。小野委員もそうですか。

○小野委員 ちょっと消化する時間が必要です。

○土屋会長 では、ちょっと短く。

○飯塚委員 すみません、本文の13ページの下は「雄花着生性」というふうになっていて、概要の方の5ページ下から3行目は「雄花着花性」という言葉になっております。もうこの時点で「雄花着花性」だか、「着生性」だかの意味が余り分かりにくいというふうに感じてしまうので、括弧、「花粉がつきにくい」とか、それぐらいの説明が添えられていた方が親切かなというふうに感じました。

○上杉企画課長 概要との組合せと申しますか、そこも含めて、はい。

○土屋会長 ありがとうございます。

もう実は結構時間がたっているわけですがけれども、まだ御質問、御意見がおありだと思うんですが、施策部会の方はこれまで手を挙げないでよねということを申し上げていたんですが、それはもう解除いたしますので、オープンで、どなたからでも御質問、意見をお願いいたします。いかがでしょうか。

玉置委員。

○玉置委員 先ほど土川委員からも出ました18ページの資料、特17の集成材の件ですが、文章には「集成材が一定のシェアを有し」とか「スギ材を活用した集成材、LVL」って出ているので、集成材の写真を載せるべきであって、わざわざここで、余り現実的に使われていない異樹種集成材を載せることはないんじゃないかなと思いました。

それから、同じく資料、特18、消費者層への訴求力を向上していくことというのが大切なことはよく分かりますが、このラベル制度が始まりましたけれども、これは使ったもの、うちには幾つ使っていますよというのを出しているのであって、これにどれだけの意味があるかなと思いました。

以上です。

○土屋会長 ありがとうございます。

ほかはいかがでしょうか。ひとまずよろしいですか。

そうしましたら、今の玉置委員の御質問に対していかがでしょうか。御意見と言った方がいいですか。

○石田木材産業課長 玉置委員ありがとうございます。

こちらの方で、ちょっと繰り返しになってしまいますけれども、例として異樹種集成材というのは何かメジャーではないんではないかというような御指摘かなというふうに思っていますが、今全く——先ほどお示ししましたとおり、134ページの方にございますとおり、スギの需要というのを増やしていくに当たって、やはり横架材というところをスギに替えていくということが大きな課題だというふうに認識しているところでございます。

こういった中におきまして、今まで堅い外材、こちらの方にも書いてございますけれども、曲げヤング係数が高いベイマツですとか、そういったものに替えて、国産材を使っていただくと。そういったためには、両側を堅いもので挟んであげれば、国産材でも使えるということでございまして、こういった方法もありますよと。こんな技術開発もしていますよ、また製品も出てきていますよという紹介ということで御理解いただければなというふうに考えてございます。

また、国産材を活用した住宅の表示の関係につきましてお話がございました。こちらにつきましては、国産材、これだけ使いましたということをいろいろと消費者の方に見ていただいて、これをまたPRの手法として使っていただくということで、国土交通省、また関係団体の方で取り組んでいただいておりますけれども、こういった形で、国産材がこれだけ使われていますといったようなPRができるということでございます。この国産材表示の関係につきましては、いわゆる花粉症の閣僚会議の中でもこういったこと、表示制度等々についても取り組むようという御指示も頂いた中で、いろいろと私どもとして関係省庁と連携して取り組んでいるというものでございますので、御紹介をさせていただいたというふうに御理解いただければと存じます。

○土屋会長 ありがとうございます。

施策部会の方は、まだ御発言は特にされていないと思いますが、よろしいですか。

それでは、一旦特集についてはここで議論を終わりにしたいと思います。もしも時間があれば、また戻りますので、引き続き質疑の促進に御協力ください。

それでは、トピックスに入ります。トピックスは全部で五つあるわけですが、これは特にその中を区切りませんので、どのトピックスかということをお示しの上、御発言をお願いいたし

ます。よろしくお願いします。

佐藤委員、どうぞ。

○佐藤委員 森林環境譲与税の恩恵といいますか、大変ありがたく利用させていただいている、市町村代表でありますから、私の方から発言させていただきますが。

環境譲与税が令和6年から、さらに配分割合等も林野庁の皆さん方にお骨折りいただきながら配分が決定したということで、大変ありがたく思っております。これにつきましては、従来からいろいろな形で経営管理制度を含めて取り組ませていただいておりますけれども、私の町のことを若干お話しすれば、全体で277.7平方キロでありまして、その中に国有林が8,000弱、残りが民有林ということであります。91%が山林というようなことありますから、林業を中心にずっとやってきたような小さな山村であります。

その中で、森林の荒廃とかいろいろ課題があったわけでありましてけれども、環境譲与税が配分になったからというわけではありませんけれども、宮崎県の場合は非常に成長量も早くて、伐採が進んでおるということで、今、素材生産という流れの中では非常に活気が出てきたということもあります。

そして、先日、昨日でしたか、宮崎の地方紙、宮日新聞の方では、製材業が元気が出てきておるというのが、国産材を使う需要が出てきた。万博を含めていろいろなところでそういったものを使う。そういう形で非常に製材業、ひいてはそこに供給する素材生産業という方々が元気が出た。そして、そこに働く若い世代の雇用が生まれておるということは、私のような小さな町においても素材業、数社おりますけれども、大型トレーラー、あるいは大型機械等を使って伐採をしています。

そして、その中で課題としては、宮崎県全体でもありますし、全国であろうと思っておりますけれども、伐った後の再生林をどうやって循環させていくのかというのが大きな課題であります。人の確保、結局、先ほどの花粉の問題でも、改善するためには人がどうやってやっていくのかというのが避けては通れないわけありますから、その担い手対策等々含めて、そういう山村でそういった林業に携わりながら暮らしていける、そういう循環をつくるためにも、この森林環境譲与税というのは、私は大変ありがたいというふうに思っておりますし、それを使っていこうということで、いろいろな取組もさせていただいておりますけれども、担い手として多くを占めております再生林を含めた方々は森林組合等の作業をされる作業員の方々であります。その方々を若い世代が継続的に働いていただけるという形を取るには、所得の向上をどうやっていくのかということが大きな課題というふうに思いますので、森林組合をそういう事業体に

含めて、直接的なこの税の投入はできませんけれども、いろいろな、福祉を含めて対応しながらやっていければというふうに思っています。

その中で、以前はそういう作業をする方は日給・月給制というような、ある程度安定しない雇用形態ということでもありますから、そういう中ではなかなか若い人が継続的に働くという形はなりませんので、いろいろこういった組合とお話をしまして、本年4月からはもう月給制でやるというような形で組合員の方も動いてきておるようであります。

そういった意味を踏まえて、この森林環境譲与税につきましてはいろいろな、もちろん山を継続的に守っていく、公有林化する、そういったことも本町取り組んでおりますし、担い手の対策、あるいは林道、作業道等の維持というか、そういったことにも使えますから、非常にありがたい。これを中心にして中山間地の活性化を私は担っていけるというふうに思っておりますし、手前みそでありますけれども、私、町村会の方から来ておりますから、全国の町村会が出しております町村週報の中に私の町が取り組んでおる森林環境譲与税等の文章を、確か来月か——来月には、週報でありますから載せるということで、先ほど見せていただきましたので、そういう形で今後もこれを生かしていくべく努力していきたいというふうに思いますので、また委員の皆さん方もいろいろな意味で御支援いただければありがたいかなというふうに思っております。

このトピックスの中身等についてはもう何ら意見という形があるわけではございませんので、まずはそういう形で発言をさせていただきました。

○土屋会長　ありがとうございます。

トピックスで取り上げることに賛成という御意見も重要なので、正にそういう御意見だというふうに理解いたしました。

ほかはいかがでしょうか。

河野委員どうぞ。

○河野委員　河野でございます。引き続き申し訳ございません。今の会長の賛成の意見もという御発言に力を得て発言したいと思います。

トピックスで取り上げてくださった内容も、とても分かりやすい国民へのメッセージになっていると評価させていただきたいと思います。本当に施策部会の皆様に感謝を申し上げます。

それで、森林・林業が身近になったと感じた二つ目は、今御発言もあったように、トピックス1で取り上げている森林環境税の課税開始です。物価高の折、年額1,000円とはいえ、負担増であることは間違いありませんが、それを財源として地球温暖化防止、災害防止や国土の保

全、また水源の涵養など公益的機能の発揮のために適切に使っていただけるということ。それに対して、国民がその目的をしっかりと把握した上で、その税を支払っているということ。できれば、当然のことながら、具体的な使い道と見込める効果については、定期的に、かつ分かりやすく公表いただければというふうに思ったところです。

それから、トピックス2でクリーンウッド法の改正が取り上げられています。木材の利活用に際して、事業者に対して合法性の確認を強化する視点で法改正が行われ、一步前進したと感じています。さらに、生物多様性なども含む環境への配慮や労働環境への配慮など、持続可能な森林・木材の利活用への理解促進が進むことを期待したいと思います。

同様に、トピックス4で持続可能な森林経営や木材利用についての国際的な合意が情報として提供されていますけれども、これは大きなタイトルですが、その詳細は白書の本章のいろいろなところにばらばらに記述が散らばっていますので、例えばGX戦略での効果ですとか、森林由来のセルロースナノファイバーや改質リグニンなどマテリアル利用に向けた技術開発や投資など、持続可能な森林・木材利用につながるような新しい視点からの情報については、ちょっとリンクを張っていただく、「本文何ページ参照」みたいな形でしていただきますと、森林・林業が社会にもたらす新しい視点への国民の目の誘導になるかというふうに思いました。

私からは以上です。

○土屋会長 ありがとうございます。

もう少し御質問、御意見をまとめてから御回答を頂きたいところですが、ほかトピックスについていかがでしょうか。

どうぞ、小山委員。

○小山委員 ありがとうございます。小山です。すみません、欠席が続きまして、議論に入れずに申し訳なかったんですけども。

今回トピックスを見ていまして、森林環境譲与税の話を取り上げていただいて、賛成という意見で、修正等の意見ではございません。これを活用する自治体として、この課税が始まること、あと花粉症という方が非常に身近にも増えてきて、一層国民の皆さんの関心が高まるんじゃないかと思っていますので、この税に対して説明責任というもの、あと適宜、情報発信していくことがとても大切になるんじゃないかなというふうに改めて考えております。

例えば、だらだら情報を流しても、関心のある人にしか刺さらないというのもありますので、例えばもっと身近に森とか木材のすばらしさを感じていただくような、体感いただけるような取組というのも工夫して考えていく必要があるんだろうなというふうに、この写真とか事例を

見ながら改めて思ったところです。

例えば、ひどい花粉症の方と話していたときに、「スギの木材を使って、うちリフォームしたんだよね」というような話をしていたら、「スギの木材もアレルギーになるんじゃないの」というような反応をなさって、ああ、そうかと。我々は花粉からしか花粉症にならないよねというふうに思っているんですが、木材すらも、アレルギーを持っていच्छる方にとってはアレルギーがあるというか、スギの木材すらも何か嫌がるような反応があったんで、そういう誤解も解いていくような、そういう情報発信の仕方、体験できるような施設とか、そういうことが大切なんだろうなというふうに改めて考えているところです。

以上です。

○土屋会長 ありがとうございます。ちょっと失念していましたが、小山委員は施策部会委員ですので、施策部会の方も解禁です。

特にすぐに手を挙げる方はいらっしゃいませんか。そうしましたら、一旦事務局の方で御回答的なものがあれば。

○福田森林利用課長 森林環境譲与税の関係でコメントいただきまして、ありがとうございます。税の目的を御理解いただくことや、身近な場面で森林の重要性を理解していただくことは、本当に大事なことだと思っております。私どもの方でも、森林環境税の課税を一つのチャンスとして、しっかり広報活動を展開していきたいと思っております。

林野庁として、今回の白書も含めて広報するのみならず、都道府県と市町村に対しても、税をどのように使っているのかを含めて、しっかり広報していただきたいとお願いしております。政府一体となって、森林整備への理解が深まるように、税を有効活用していきたいと思っております。

○難波木材利用課長 木材利用課でございます。

河野委員からクリーンウッド法の関係でコメントいただきました。正に施行は来年4月1日ということで、今、詳細を詰めているところでございますけれども、今回、川上・水際の木材関連事業者に合法性の確認を義務付けるとともに、合法性の確認の情報が消費者まで伝わるようにということで、小売業者も木材関連事業者に追加をしたというのが改正のポイントかというふうに思っております。

今後、円滑な施行に向けまして、まずはしっかり普及啓発、消費者も含めて普及啓発を進めまして、合法性が確認できた木材の流通・利用、これを促進してまいりたいというふうに考えてございます。

○土屋会長 大体以上ですか。ありがとうございました。

トピックスについては、ほかに何か御質問、御意見があれば伺いしますが、よろしいですか。

今回のトピックスも必要なところについては2ページにわたって図や、それから写真も増やして丁寧に御説明を頂いたりという、そういう工夫もされていますし、適切な選択だったのでないかなと個人的には思っております。

何回も申ししますが、特集、トピックスは比較的国民が関心を寄せる部分ですので、時間が余りましたら——今まで余りそういう例がないんですけれども、もう一度戻りたいと思いますので、その前に少し先の方に進めさせていただきます。ありがとうございました。

それでは、いわゆる通常章と事務局的には言っている部分です。

まず初めに御議論いただきたいのは、第Ⅰ章、森林の整備・保全と、それから第Ⅱ章、林業と山村（中山間地域）の二つの章についてです。これもかなり広い分野、それからボリューム的にもかなりありますが、本文若しくは概要のページ数等をお示しの上、御発言をお願いいたします。

また、何回も繰り返して申し訳ありませんが、初めは施策部会委員以外の方を優先させていただきますので、御発言等をお願いいたします。

小野委員どうぞ。

○小野委員 ありがとうございます。2点あります。意見と質問です。

1点目が本文のページ数、70ページの部分で、ナラ枯れ被害の現状というのが松くい虫の被害と併せて書いてありますけれども、最近私が活動している都内の都立公園などでも、特に八王子エリアはナラ枯れの被害がとて多くて、風が少し吹くと大きな倒木が見られているので、倒木や落枝等による危険があるということもどこかに追記いただけるといいかなと思いました。

そして、二つ目です。ページ数、116ページの部分の資料2の30という、アンケートの回答についてなんですけれども、これは私も内閣府の世論調査を大変興味深く読んでおりましたが、この図表の質問というのが、ちょっと読ませていただくと、「休暇に森林や農山村を訪れるだけでなく、仕事、子育て、健康づくりなど日常生活の一部として継続的に森林との関わりを持つ多様な取組が見られます。あなたは日常生活の中で森林でどのようなことを行いたいと思いますか」というちょっと長い質問なんですけど、それに対するものとして、「森林空間利用に対するニーズ」という表記でよいのでしょうか。これよいのであれば、私はうれしいんですけども、ここはちょっと問いていることと違うのではないかなと思ったので、ここのお考えを

聞かせていただきたいと思います。

○土屋会長 ありがとうございます。

もう少し御質問、御意見があれば、こちらとしては。

どうぞ、飯塚委員。

○飯塚委員 本文の95ページの25行目の段落のところ。「林業活性化に向けた女性の活躍促進」ということで、ちょっと女性だけ切り分けるのは個人的に余り好きではないんですが、33行目のところ。「加えて、産前産後休業や」、これは女性ならではのことで当然なんですけれども、「育児休業、介護休業・休暇を取得しやすい環境整備も望まれる」というのは、育児休業や介護休業は男性も取っていい、取るべきものだと思うので、例えばですけれども、前の段落から流れて、「女性が働きやすい職場となるために働き方を考えることや、もろもろの働く環境を整えること、育児休業、介護休業・休暇を取得しやすい環境整備をすることは男性も含めた働き方改革にもつながる」などの、ちょっとこの辺りを令和の感覚といいますか、少し工夫されたらより良いかなというふうに思いました。

○土屋会長 ありがとうございます。95ページの一番最後のところの書きぶりですね。

ほかはいかがでしょうか。

どうぞ出島委員。

○出島委員 ありがとうございます。私からは生物多様性関連のところですが、白書本文の78ページのところに、「昆明・モントリオール生物多様性枠組」の目標が資料1の33として、森林関連部分として目標2・3・10が挙げられています。非常に重要なことだと思っておりませんが、この目標2を、これ「劣化地の再生」というふうに言われていますけれども、この部分を森林関連としてあえて取り上げられた意図というのはどの辺にあるのかなというのは、これはちょっとお聞きしたいなと思って、質問として、可能な範囲で御回答いただければと思います。

あと関連しまして、森林関連として30by30目標を挙げているんですが、一方で66ページのところで「生物多様性に関する取組の強化」ということで書いていただいている、昨年度、自然共生サイト、環境省の主導している仕組みですが、30by30目標を達成するためにそういう枠組みが国として進んでいて、その中でかなり多くの森林が登録されてきたというようなことがありますので、ここの部分においては、民有林においてそういうことがあったというのは書かれてもよかったのではないかなというふうには感じて読んでおりました。

一旦、私からは以上です。

○土屋会長 ありがとうございます。もう一つぐらいいいこうかな。ほか、今すぐに思い付くような御質問があれば。それでは、一旦ここで切って事務局の方に投げたいと思いますが、よろしいですか。

そうしたら、御回答をお願いいたします。

○安高研究指導課長 研究指導課でございます。

小野委員から御指摘のありました70ページのナラ枯れのところで、倒木、あと落枝というような、実際の被害があるというような記述について、またどこに書き込めるか、ちょっと検討したいと思います。

○福田森林利用課長 森林利用課長でございます。

小野委員から御指摘がありました116ページの世論調査の関係については、恐らく質問の御意図は、「日常での森林との関わり方」に関する質問に対する回答のタイトルが「森林空間利用に対するニーズ」でいいのか、ということかと思います。私どもの思いとしては、「日常生活の中での森林空間利用」に対するニーズをお示ししたいという思いで、このようなタイトルとさせていただいたところです。

それから、生物多様性保全の関係で、本文78ページの資料1－34に「目標2」、劣化した地域の回復がなぜ入っているのか、ということですが、ここの章立てが国際的な取組ですので、国際的な観点から当然そういう取組はあるかな、ということで入れたところです。

それから、自然共生サイトにつきましては、あくまで環境省さんの取組ですので、今回は書いておりませんが、後ほど御紹介するように、自然共生サイトとの関連で、昨年度、「生物多様性に関する林業経営の指針」をつくりましたので、そちらの方を紹介したいと思っております。

○上杉企画課長 飯塚委員から、95ページの女性のところの記載ございました。御指摘、ごもっともと申しますか、ちょっと誤解と申しますか、配慮が足らず、申し訳ございません。「男性を含めた働き方改革」の後に「加えて」になっていますので、丸で1回切れたりしますもので、御指摘ごもっともだと思います。ちょっと書き方は工夫をさせていただきます。すみません、ありがとうございます。

○土屋会長 ありがとうございます。

そうしましたら、施策部会委員以外というのは、外します。御自由に第Ⅰ章、第Ⅱ章について御質問、御意見等をお願いいたします。

ちょっと今、また新たな御質問をお願いしちゃったんですが、出島委員の質問の趣旨は今の

回答でよろしかったですか。

○出島委員 一旦了解しました。理解しました。

○土屋会長 どうぞ、丸川委員。

○丸川委員 出島委員の意見に賛成でございまして、企業として、今年の白書云々というよりも、OECM、30by30というのは実は木材にとってもすごく重要なんじゃないかというふうに痛感しております。環境省の皆さんと話しても、自然共生サイトの中で、私はもう一つのブルーカーボンという海の方もやっているんですが、同じように林業をこれから企業も、それから自然保護団体の方も一緒になってPRしていくべきだと思いますので、余り官庁の垣根は気にせず、来年ぐらいは少し、サイトとして参照していくぐらいの方をされた方がいいんじゃないかということで、出島委員の意見には賛成いたします。

以上です。

○土屋会長 ありがとうございます。

ほかはいかがですか。吉川委員と目が合ったんですけれども、特によろしいですか。強要はしません。

○吉川委員 是非教えていただきたいことが何点かございます。

本文の85ページのいわゆる「林業経営体」という言葉の使い方ですが、保有山林が3ヘクタール以上かつ5年間の間に林業作業を行うか、森林経営計画を作成している方と、あとは素材生産業者、委託を受けた素材生産業者、森林組合などが含まれると思いますが、その数値が資料2の6のデータによりますと、2020年には3万4,000経営体にまで極端に減少しています。例えば10年前は14万経営体あったわけですし、その元となる林家数は、69万戸でこれも20万戸近く減っています。これだけ減れば、一戸当たりの保有山林は多くなるし、一経営体当たりの素材生産数も増えていくのかと思うのですが、この林業経営体の保有している山林面積のデータはあるのでしょうか。現場にいる者として、少なくとも私有林の所有者がそんなに減っているようには思えないのですが、その辺のデータの捉え方について教えていただきたいと思います。

○土屋会長 吉川委員、ほかにも幾つかありますか。

○吉川委員 長くなるから、保留にしておきます。

○土屋会長 そうですか。ありがとうございます。

ほかはよろしいでしょうか。

そうしましたら、事務局から御回答があれば。

○渡邊経営課長 林野庁経営課長でございます。

今の吉川委員の御指摘というか、御質問なんですけれども、確かに恐らく全体として数がそこまで激減しているのかと言われると、本当のところはそうではないのかもしれませんが。85ページの13行目から書かせていただいていますように、データの取り方がちょっと動態的といいますか、過去5年間に施業しているなり、手入れをしている方とかいうような形で、動く形で捉えていっているの、なかなか手入れ不足ということが言われて久しいわけなんですけれども、所有しているだけで、なかなか施業にタッチしない人が増えていくことによって、実際の森林所有者数や面積と資料上の数字とでだんだん開きが生じてきているんだろうとは推察されるんですが、データの取り方がこういう形になっているので、そこを基にしてこういう記載にさせていただいているということでございます。

○吉川委員 すみません、そうすると、この69万戸ある林家、このうちの3万4,000戸しか、いわゆる林業経営体ではないということですよね。残りの何万戸ですか、65万戸ぐらいは、これはただの山林所有者と、こういうことになるんでしょうか。

○渡邊経営課長 ちょっと断言は致しかねるんですけれども、大局的にはそういうことになるのではないかなとは推察されます。

○吉川委員 その辺のところの考え方を少し整理していただき、政策の対象として、どこを中心に検討していくのか。いわゆる林業経営体を伸ばしていくということは、林野庁として当然だろうと思いますが、この残りの65万戸の林家についても、今後どういうふうに考えていくのか、一つの政策があって然るべきかと思います。

すみません、もう一つだけ発言させていただくと、本文の100ページの、新しい方ですと100ページの19行目からでしょうか。近い将来、いわゆる「新しい林業」という話なのですが、一昨年に「新しい林業」の内容を説明していただき、我々としても非常に期待をしているところですが、その中身を見ますと、例えば丸太収入や補助金等の収入に対して素材生産や造林、保育等の支出費用が示されており、実態として山林を所有して、自ら伐採や造林、保育作業をする者であればこのデータでいいと思いますが、現実の問題として、特に大手の山林所有者のほとんどが施業を委託をしております。そうすると、素材生産の経費というのは、いわゆる素材生産業者の取り分ということになります。だから、ここへ取りまとめると、素材生産者に対しこの位の費用で我々が発注できるかという問題になりますし、造林作業については、森林組合に委託することが多いわけですが、森林組合にお願いできるのかということになります。これは山元の山林所有者の経費というよりも、むしろ中間段階で払われている施業者の経費なわけ

ですので、その辺の実態に沿った形でこの辺を書いていただくと、我々としても今後どういう取組をすれば良いか分かりやすくなるような気がいたします。

以上でございます。

○土屋会長 ありがとうございます。

あと、まだもう少しほかにありましたらまとめて、今の吉川委員の二つ目の御質問と併せてお聞きしたいと思うんですが、いかがですか。よろしいですか。

そうしましたら、一問一答の形になりますけれども、お答えをお願いします。

○渡邊経営課長 今吉川委員から「新しい林業」についての御質問というか、御指摘がございました。吉川委員御指摘のとおり、「新しい林業」のコンセプト、前回の基本計画のときに打ち出されたものでございまして、今回はどうしても白書という形式は、総ざらい的に、今この時点での事象を追っていく、紹介するというのがメインの役どころでございます。このため、基本計画並みの深掘りした形では今回できないわけでございますけれども、御指摘の点もごもっともだと思いますので、次回の基本計画に向けてこうした観点、どこまでもう一回さらって深掘りできるかどうか、ちょっとお時間を頂戴できればと思います。

○吉川委員 ありがとうございます。ではもう一点だけ言わせていただきたいのですが、実は「新しい林業」の計算の根拠になっているのが、確か年間23ha、9,000立方メートルの素材生産が一つのベースになっていて、この規模ないと、いわゆる高性能林業機械の償却ができないという話だったと思うのですが、この規模を1年間で実施できる林家はほとんどいないと思われます。だから集約化が必要になるという話になってくるわけですが、いわゆる「新しい林業」のベースがそこになっていることも、もう一つ引っ掛かるところでございます。

○土屋会長 ありがとうございます。今のはコメントというふうに受け取ってよろしいですか。

○吉川委員 はい、結構です。

○土屋会長 ほかはよろしいでしょうか。

ありがとうございます。

そうしましたら、今回は初めて結構余裕があつてここまで来たんですけれども、先ほどの区分でいきますと、第Ⅲ章以降になります。第Ⅲ章は「木材需給・利用と木材産業」、第Ⅳ章が「国有林野の管理経営」、第Ⅴ章が「東日本大震災からの復興」ですが、この3つの章と、令和6年度森林及び林業施策について御質問、御意見ある方はお願いいたします。

一応ここも初めは施策部会以外の委員の方を優先して、その後、全体をオープンにしたいと

思います。よろしくお願いいたします。

中西委員どうぞ。

○中西委員 ありがとうございます。第Ⅲ章の「木材需給・利用と木材産業」というところで発言させていただきます。人口減少で住宅需要が減少する中で、新たな木材需要の創出が必要になります。輸入材の国産材製品への代替、具体的には柱材で、スギ集成材が普及する（133ページに記述）、非住宅・中高層建築物の木材利用の拡大（135ページ以降には写真付きで記述）、木材の輸出の概要、取組（149ページに記述）が記述されています。ここで注意深く見ていきたいと思う点は149ページに記述されている木材の輸出です。丸太が160万立米、前年比20.5%増加となる一方、製材が14万立米、前年比で21.3%減少、また合板等が12万立米で前年比13.1%減少ということで、丸太の輸出は増えるが製品の輸出が減っている点です。世界最大の木材輸入国である中国向けに多くの丸太が輸出される傾向にあって、将来国内の加工業者が原料手当に困ることがないように注意して見ていく必要があると感じた次第でございます。

以上です。

○土屋会長 ありがとうございます。

ほかに、今のⅢ章以降についていかがでしょうか。

小野委員どうぞ。

○小野委員 度々すみません、ありがとうございます。この概要（案）の方から見ていただきたいんですけども、こちらの40ページ、「国有林の経営管理」のところの「（２）森林・林業の再生への貢献」の下のかっこ組みなんですけども、「技術の民有林への普及」という表現がちょっと日本語的におかしいかなと思いました。

○土屋会長 40ページですか。

○小野委員 49ページです。失礼しました。この上の枠の中です。「技術の民有林への普及」というのが、「技術を民有林へ普及」なのかなと。ちょっとここの表現がよく分かりにくかったです。

その下の、あとは3のところも、ここのところだけルビが結構丁寧に振ってありまして、本文の方には特にルビはなかったので、振るのであれば統一された方がいいかなと思いました。

以上です。

○土屋会長 ありがとうございます。今日は比較的余裕がありますので、何回も御発言いただいて、全く構いません。せっかくの機会ですので、様々な点から御指摘いただくのは、こちらとしては非常に歓迎ですので。

それから、今の小野委員の御発言のように、表現の仕方についての御指摘も大丈夫です。と
いいですか、かなりこれ整文が進んでいますので、実はがらっと変えにくい部分があるんです
が、今のような御指摘というのは即対応できますので、そういう意味でも、そういうところも
気が付くところがあったら、是非御指摘ください。

ほかはいかがでしょうか。今日は少し余裕があるのでと何回も言っていますが、そうすると
一つ……。出島委員どうぞ。

○出島委員 ありがとうございます。同じようなことばかりで申し訳ないんですけども、先
ほど30by30目標のことを言いましたけれども、国有林が国内で重要な森林を保全しているとい
うところで、それが30by30目標に既にどれぐらい貢献しているかというのは、この状況の中
ではそういう指標として少し出していただいた方がいいんじゃないかなというふうに思っていま
すので、面積とか出していただいているんですけども、そういう中で一つ、そういうことも考
えていただけるといいかなと思っています。

あともう一つは、ちょっと違う話なんですけれども、177ページのところの樹木採取権制度
の推進というところ、比較的注目されて、どういうふうに推移するかなというのは関心が高か
ったところですので、もう少し実際の事例を含めて書くようなことがあってもよかったのかな
という印象を受けましたというところで、今後、御検討いただければと思います。

以上です。

○土屋会長 ありがとうございます。

ほかはいかがでしょうか。どうぞ、玉置委員。

○玉置委員 ありがとうございます。この第Ⅲ章、木材利用の動向のところなどは数字で表さ
れるとまだまだだと思われるような数字かもしれませんが、確実に伸びているということで、
とても楽しく、わくわくしながら読める内容でした。

それから、木材産業の動向に至っては結構細かく、そして競争力強化などに至っても「地場
競争力の強化」とかも入っておりますし、「品質・性能の確かな製品の供給」というのもあり
ます。

157ページ以降に関しては、大径材の利用というのが今までも問題になっておりましたが、
伐るためには使わなきゃいけない。だけど、工場に問題があるなど、いろいろな問題があった
中で、ここには結構具体的にそれに取り組んで開発や改良をやっているんだよというような、
とても明るい書き方がされております。

さらに、木質耐火部材の開発や、低コスト化に向けた工法の開発など、とても明るい、とて

も元気になる、動向と産業のこれからの在り方が表現してあるかと思います。

なので、こういうものが、できるだけ多くの人にいろいろな方法で目に入るということが、それは事業者だけでなく一般の方たちも読む機会が、見る機会が多くなるということが多分普及につながるのだと思いますので、その辺も力を入れてやっていただければありがたいと思います。

○土屋会長 ありがとうございます。先ほど申しましたように、これが一番最後の章のところですので、これまで御発言いただけていない方も、特に施策部会の方が多いので、もう十分御発言されたということかもしれないんですが、もしもありませんでしたら。座長の目標としては、全員から御発言を是非頂きたいというのがありまして、いかがでしょうか。もしもよろしかったら何か御発言いただければと思います。

特によろしいですか。そうしましたら、今までに頂いたコメントや御質問について事務局から回答等があればお願いいたします。

○上杉企画課長 企画課長でございます。ちょっと国有林のところで表記の仕方について、すみません、御指摘いただきましたので、私のところでまとめて表記の仕方は。

ルビにつきましては、すみません、冒頭申し上げればよかったですが、今本文の方にはルビが全部入れるべきところ、入れていない状態ですので、これからページの確認とか引用具合、全部チェックした上で、ルビを今後全部、施策部会の委員からも御指摘いただけていまして、ルビは全部必要なところに入れますので。

今、概要にルビが振っているものの本文の方に振っていないという御指摘だったと思いますが、それは一括して全部やりたいと思います。

あと概要の方の「技術の民有林への」というところも、本文で言うと175ページのところに詳しく、先ほどのプラスの、収支のプラス転換とかドローンとか航空レーザ計測とか、そういった技術を国有林でという話なんですけど、すみません、概要の方は文字数というか、もともと概要ですので、ちょっと端折った記述にしているんですが、今の御指摘踏まえまして、この辺のタイトルと申しますか、四角の中の書き方もより国民に分かりやすい形で、今後もちろん、ほかの箇所も含め、最終チェックをさせていただくということかなと思います。

○橘国有林野部長 すみません、国有林野部長です。

出島委員から生物多様性の関係で30by30への貢献を、あるいは樹木採取権についてももう少し詳しくというようなお話を頂きました。我々も非常に書きたい思いはやまやまなんですけれども、数年前に農・林・水の白書が一斉に短くなりましたので、国有林については、今後ミニ白

書の方で、より詳しい内容をまとめさせていただきますので、本日の意見を踏まえまして、そのときに詳しく書けるように頑張りたいと思います。

以上です。

○土屋会長 どうぞ。

○宇山業務課長 業務課でございます。

今、樹木採取権のお話が出ました。今言える範囲で御説明いたしますと、林政審の場でも御議論いただきまして制度ができ、令和4年度までに当初の10か所のうちの8か所について樹木採取権を設定してございます。これらについて、順次伐採、造林が始まっておりまして、粛々と進めているというところでございます。

また、令和4年12月、「今後の樹木採取権設定に関する方針」を出させていただきます、資源がござい43の森林計画区で順次、経常的にマーケット産業をやっていくということになってございます。これについては昨年度、9森林計画区でマーケットサウンディングを行いまして、3計画区で構想が出てきたものですから、これらについてただいま検討しているという状況でございます。

○土屋会長 ありがとうございます。

ほかはどうでしょうか。

どうぞ。

○石田木材産業課長 玉置委員から御指摘ございました一般の人への周知の関係でございます。こういった白書を使いまして、一般の方含めて、いろいろ私どもとしても周知の方を図ってまいりたいと思いますので、引き続きの御支援をお願いしたいと思います。

○難波木材利用課長 すみません、併せまして木材利用課でございますが、輸出の関係について中西委員からコメントを頂きましたので、少し発言させていただきますけれども、御指摘いただいたとおり、昨年は丸太の輸出が増えている一方で、製材・合板は減少したという状況になっておりますけれども、林野庁としましては輸出拡大実行戦略というのを定めまして、その中でより付加価値の高い製材とか合板の輸出を伸ばしていきたいということで定めておりますので、引き続きそういったところの輸出を伸ばしていけるように取り組んでまいりたいと考えております。

以上です。

○土屋会長 ありがとうございます。

皆さんの顔を見ていますと、大体御質問したいところ、御意見したいところはされたのか

なというふうに考えますが、よろしいですか。

日當委員、何かありますか。違う。失礼しました。

そうしましたら、どうしましょうか。今までだと大体時間が足りなくなってあれなんです、一応このスケジュールどおりにいくべきかどうかというのは議論が分かれるところなんです、スケジュールによりますと、15時30分ぐらいから二つの答申に入ろうというところなんです。そうすると、今私の時計だと、あと7分ぐらいはあります。ですので、もう一度元へ戻って、7分って長いようで短いようななんですけれども、一番初めからというよりは全体的に、つまり特集以降どこでも結構ですので、その時々で言い忘れたことや、質問に対して回答がちょっと違うんじゃないというの、もしもあればということも含めて、もう一度ありましたら、いかがでしょうか。

どうぞ。

○吉川委員 すみません、何度も。今回のデスクの上に置いてあった概要白書なんです、46ページ、資料1の10という形で、我々の手元にお配りいただいたのに入っていなかった主伐面積と人工造林面積の推移というグラフが急に入ってまいりました。これ我々としても常に気になるところではございますけれども、これが入ってきたことによって、林野庁さんもこの辺を非常に気にしていただいているんだよねというのが強調されて非常によかったんじゃないのかなという気がいたします。だけど、現実の問題として、9万2,000ヘクタールに対して3万4,000しか造林されていないと。6万足りないですよ。これが結局、今日頂いた資料の中にもあるんですけれども、民有林のいわゆる所有山林の減少。大体それ6万ヘクタールを引いていくとこんなになるよねという感じが実はしておりました。だから、この10年間、これだと6年間でしょうか、6万ずつ減っちゃっているわけですよ、現実の問題として。天然更新という形にはなっているわけなんですけれども、現実の問題としては、いわゆるほっぽらかしになっているというのが現状じゃないでしょうか。この辺のところも今後の一つの大きな課題として捉えていただけるとありがたいなというふうに思います。ありがとうございました。

○土屋会長 ほかに総括的な御質問、どこからでも結構ですので、ありましたら。

どうぞ。

○小坂林野庁次長 どうもありがとうございます。再造林は前回作った基本計画のときも、林野庁も最重要課題ということで位置付けております。この差額は、今吉川さん言われたみたいに、天然更新ということなんで、山になっていないわけじゃないんだけど、資源を持続的に将来へつなげていく上では、これを改善しなきゃいけないと。

最初に吉川委員からお話があった林業経営体が減ってきているというのは、私の感覚で言えば、山を持っているんだけど、山の作業をする人が実は減ってきて、林業経営体の定義が、山を持っていて、かつ山で作業をしている人という定義をしているわけだから、実際問題、山を持っているんだけど、山を手入れしている人が減っていることが、経営体が減ってきているという数字に表れているのかなと。そうなってくると、そういった、もう山に対して手入れをしない方の山を誰かが引き受けて経営していくと。そういうことをしていかなきゃいけないということで、森林経営管理法の中でも市町村を介して意欲と能力のある、そういう経営体に、いわゆる意欲・関心が低下した所有者の山を集積・集約化するという方向でやっているということです。引き続きその方向で、例えば吉川さんみたいに地域で頑張る方にそういった山を含めて経営していただけるような、そんなものを目指してやっていきたいというふうに思っているところです。

○土屋会長 双方向の議論が成立したので良かったです。

最後に、まだ御発言いただいていない委員に一応確認です。小貫委員、それから斎藤委員、それから松浦委員——先ほど日當委員は御発言ないという表示をされたように思いますので——特に御発言はよろしいですか。

では、松浦委員どうぞ。

○松浦委員 すみません、教育・普及のところで、今年度4月1日からスタートした東北農林専門職大学、この紹介というのは年度が違うので、やっぱり触れるだけでも無理なんじゃないかなと思います。詳しい大学の中身は余りよく知らないんですけども、これから東北地方の中核になるんですけれども、それは来年度の白書の方に先送りすることによってよろしいのでしょうか。

○土屋会長 ほかの委員はよろしいですか。

では、小貫委員から。

○小貫委員 特にございません。

○土屋会長 では、斎藤委員どうぞ。

○斎藤委員 瑣末ですが、本文15ページの下の資料「集団選抜の流れ」の図の中に、「改良型1.5世代」というのがあります。先ほどの小野委員から、「第一世代」の「一」の表記を漢数字・英数字のいずれかに統一して表記すべきとご指摘がありましたが、図中に「1.5世代」と書かれているので、英数字表記となるのではないのでしょうか。

○土屋会長 ありがとうございます。考えてみれば、私はまだ発言していないんですけど

も、長く発言する気は全くないんですが、ちょっとこれどこかに書いてあったのかもしれないんですが、今改めて見ていたのでよく分からないんですが、以前、ちょっと前まで森林経営計画の進捗率というのがずっと載っていたかと思うんですが、ちょっとよく見えないんですけれども、これはもう、最近確か余り数値は上がっていなかったと思うんですけれども、ないんでしょうか。あったら、どこにあるのか、ちょっと教えていただければ。

ほかはよろしいですか。そうしましたら、事務局からまとめてまた御回答をお願いします。

○福田森林利用課長 森林利用課長です。

松浦委員から御質問のありました相続登記の義務化は、正に今年度から始まりますが、白書は前年度の取組の紹介ですので、来年度以降、紹介したいと思っております。私どもの方でも、森林所有者向けにチラシを作って取組を促すということをやっておりますので、そういうことを紹介できればと思っております。

○齋藤計画課長 森林経営計画の実績値のお話でございますが、Ⅱ章の林業と山村の97ページにございまして、令和4年度末の実績で485万ヘクタールです。また、令和3年の実績は500万ヘクタールをちょっと切っておりまして、499万6,000、その前年、前々年というところと比べると、ほぼ横ばいなし微減という状況でございます。

○上杉企画課長 よろしいですか。齋藤委員からの御指摘の表記の仕方の「1.5世代」につきましては、また小野委員からもありました書き方、ほかの部分も含め、最終的に全般的に齟齬がないように記載をしたいと思います。

あとちょっと補足ですみません、先ほど松浦委員の相続登記の……

○松浦委員 違います。山形の東北農林専門職大学の件なんですけれども、来年度に。

○谷村林政部長 来年度。

○土屋会長 来年度。今始まったところ。

○松浦委員 そうですね。だから、準備してよろしくをお願いします。

○土屋会長 御回答の方はもうよろしいですね。ありがとうございました。

以上で御質問や御意見を白書について、一応おしまいにさせていただきたいと思います。よろしいですか。ちょっと待ったというのがあれば。

ありがとうございました。

そうしましたら、取りまとめの方に入らせていただきます。

令和5年9月12日に農林水産大臣から諮問のありました令和6年度森林及び林業施策は、令和5年度森林及び林業の動向も含めて今後の修正等の対応については会長に一任いただいた上

で——いろいろ「検討いたします」「修正いたします」というのがあったと思いますが、その辺の判断は会長に御一任していただきたいと思うんですが、それを含めた上で、適当であるという旨の答申をしたいと考えますが、よろしいでしょうか。

（「異議なし」と声あり）

○土屋会長 ありがとうございます。

それでは、白書についても答申の方に行くことにいたします。

先ほどから申していますように、議事（１）の森林整備保全事業計画の策定についてと、それから今の議事（２）令和５年度森林及び林業の動向（案）及び令和６年度森林及び林業施策（案）の答申書の手交に移ります。

それでは、まずは森林整備保全事業計画についてです。

農林水産大臣 坂本哲志殿。

林政審議会会長 土屋俊幸。

森林整備保全事業計画の策定について（答申）。

令和５年９月１２日付け５林整計第５２６号をもって諮問のあった標記の件について、下記のとおり答申します。

記。

森林整備保全事業計画の策定について、別添のとおり定めることが適当である。

以上です。

（土屋会長から青山林野庁長官へ答申文を手交）

○青山林野庁長官 どうもありがとうございます。

○土屋会長 続きまして、白書です。

農林水産大臣 坂本哲志殿。

林政審議会会長 土屋俊幸。

令和６年度森林及び林業施策について（答申）。

令和５年９月１２日付け５林政企第４０号をもって諮問のあった標記の件について、下記のとおり答申します。

記。

令和６年度森林及び林業施策について、別添のとおり公表することが適当である。

以上です。

（土屋会長から青山林野庁長官へ答申文を手交）

○青山林野庁長官 ありがとうございます。

○土屋会長 ありがとうございます。これで、ずっと御議論をしていただきました二つの諮問に対する答申が終わりました。

それでは、次に議事の（３）その他に移ります。

まず「森林の生物多様性を高めるための林業経営の指針」の策定について、それから「改質リグニンの今後の展開に向けた勉強会」とりまとめについて、かなり内容の違う二つの件なんです。事務局からまとめて説明を受けた後で両方まとめて御意見や御質問を受けたいと思います。

それでは、まずは「森林の生物多様性を高めるための林業経営の指針」（中間とりまとめ）について、福田森林利用課長よりお願いいたします。

○福田森林利用課長 森林利用課長の福田でございます。

では、私の方から資料３によりまして、「森林の生物多様性を高めるための林業経営の指針」について御紹介をしたいと思います。

まず、一番上の経緯でございますように、先ほど来、生物多様性保全の御議論がありました。2022年に生物多様性条約の「昆明・モントリオール生物多様性枠組」により、陸域と海域の30%の保全を目指す「30by30目標」が設定され、また、昨年には「自然関連財務情報開示タスクフォース（TNFD）」が自然関連のリスク管理と情報開示に関する提言を発表したことも踏まえて、民間企業による生物多様性保全への関心が高まっております。

また、ここには書いておりませんが、先週には、国会で、企業等が生物多様性保全の活動を行う自然共生サイトを国が認定する「生物多様性増進活動促進法」も新たに成立したところであります。

このような動きを踏まえて、林野庁では、昨年12月に「生物多様性保全に資する森林管理のあり方に関する検討会」を設置しました。以後３回の会合を開催して、本年３月に「森林の生物多様性を高めるための林業経営の指針」を策定しました。指針の本文は、資料の２ページ目以降でございます。

この検討会は、９名の外部委員から構成され、座長は本審議会の土屋会長に務めていただきました。

この指針の策定に当たりましては、案文のパブリックコメントを行い、35名の個人あるいは団体の方から122件の御意見を頂き、適宜反映したところであります。

次に指針の概要です。

この指針の目的は、生物多様性を高めるための森林管理の手法・在り方を明確にすることであり、指針の対象としては、林業事業体や森林所有者など実地での森林管理を担われる方を想定しております。

主な内容としては、まず、森林の生物多様性保全に取り組む意義として、林業の生産活動自体が生態系サービスの発揮に貢献すること、そして民間企業との連携による生物多様性保全の取組は林業経営の新たな収益機会となること、これらの点を強調しております。

その上で、生物多様性を高めるための課題として、森林管理の手法や社会・経済的な課題、活動の評価などを整理した上で、生物多様性を高めるための具体的な管理手法として、面的な管理や広葉樹の保全などの生物多様性に配慮した施業方法、病虫獣害への対応、さらには里山林の整備などを提示しております。

具体的な取組手法の例としては、資料の20ページから21ページの表にある通り、「森林管理における生物多様性保全の取組手法例（ポジティブリスト）」として、共通して取り組むべき事項と状況別に選択して取り組むべき事項に分けて、整理しました。

戻りまして、このような取組を進めるに当たっては、森林経営計画等の計画において自らの活動目標を設定した上で、活動状況と森林環境のモニタリングを定期的に実施し、必要があれば計画の見直しを行う「PDCAサイクル」を回すことを推奨しております。

また、今回の指針の策定に合わせて、森林の生物多様性保全に取り組む林業事業体等の優良事例を収集した事例集も作成しました。

事例集は、資料の27ページ以降にあります。28ページと29ページが目次になっており、取組項目別に全国の24の事例を御紹介しております。御興味あれば後ほど御覧いただきたいと思います。今後、この事例集も活用しながら、森林管理の担い手のみならず、担い手との連携を模索する企業側も含めまして、本指針の普及に努めていきたいと思っております。

なお、この指針は、これから策定する新しい生物多様性増進活動促進法に基づく森林関連の登録基準にも反映できるように、環境省と調整していきたいと思っております。

私からの説明は以上です。

○土屋会長 御説明ありがとうございました。先ほど申しましたように、これに対する御質問、御意見等はもう一つの御説明が終わってからにさせていただきます。

それでは、次に「改質リグニンの今後の展開に向けた勉強会」とりまとめについて、安高研究指導課長にお願いいたします。

○安高研究指導課長 ありがとうございます。資料4、「改質リグニンの今後の展開に向けた

勉強会」とりまとめについて御説明させていただきます。

改質リグニンについては、今回の白書の中でも取り上げさせていただいているところがございます。樹木の主要な成分の一つでございますリグニン、こちら工業製品向けの原料化が難しいとされていますが、日本固有の樹種であるスギ、また我が国の人工林の主力であるスギからリグニンを改質して抽出した物質が改質リグニンでございます。ヒノキや外材の樹木からはうまく抽出できないんですけれども、スギからは抽出できるという強みがございます。また、熱により形を自由に変えることができまして、でも1度固めてしまえば高い耐熱性があり、しっかりした構造で狂いが少ないという性質がございます、高機能材料として期待されています。

さらに、異なる材料を結び付ける力が強うございまして、様々な製品材料として利用できるという特徴もあり、化石資源由来プラスチックの代替としての活用も可能でございます。

2010年に森林研究・整備機構が改質リグニンの開発に成功して以降、2019年に基本的な製造技術が確立されまして、2021年からは改質リグニンの試作品の製造等、試験販売が行われてきたところでございます。

改質リグニンの今後の社会実装に向けまして、林野庁において昨年の3月から学識経験者の方々と民間企業などからのヒアリングも行いながら、勉強会を5回にわたり開催してまいりました。勉強会では社会実装に向けた課題が示されまして、これらの課題を踏まえた今後の展開方向をポンチ絵の青色の囲みのおり取りまとめたところでございます。

今後の展開方向の1点目でございますが、改質リグニンの大規模製造技術の確立でございます。社会実装には、改質リグニンの安定供給と更なる低コスト化が必要との御意見を踏まえまして、効率的な生産方式の導入などを通じた大規模製造技術を実証し、確立する。そして、今後5年間をめどに商用生産を開始できるよう推進していくということでございます。

2点目は、競争優位性・市場性のある用途開発の推進でございます。既存樹脂との単なる価格競争に陥ることを避けるためにも、右の方の図にございましており、既存の化石資源由来の樹脂と同等以上の性能と、高い環境適合性を持つ用途開発が必要との御意見を踏まえまして、改質リグニンの試作品の製造と試作品を用いた競争優位性と市場性のある用途開発を推進するということでございます。

3点目でございますが、環境適合性の評価方法の開発でございます。カーボンニュートラルに取り組む企業様に対しまして、改質リグニンを使用した場合の二酸化炭素排出削減効果などを提示することが必要との御意見を踏まえまして、改質リグニンの生産から流通・使用・廃棄に至るまでを対象にした二酸化炭素排出量や炭素貯蔵量、リサイクル性など、環境適合性を

評価する手法を確立するというところでございます。

4点目は、持続的・安定的な原料調達体制の構築でございます。将来、改質リグニンの製造プラントを全国展開する際には、原料となりますスギ材のチップですとか端材などを地域の関係者が連携をいたしまして調達する体制を構築することが必要との御意見を踏まえまして、長期的な原料供給計画やサプライチェーンの構築に向けた地域の関係者の皆様の合意形成などを推進するというところでございます。

5点目は、副産物の利用の推進でございます。改質リグニンの製造工程の副産物としてセルロースが産出されるんですけれども、これを廃棄するのではなく利用することが必要との御意見を踏まえまして、副産物の有効利用に向けた技術開発を推進するというところでございます。

これらの展開方向を踏まえまして、今後、林野庁では関係省庁始め、産学官と連携をいたしまして、改質リグニンの社会実装に向け必要な取組、また御支援などを進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○土屋会長 御説明ありがとうございました。

そうしましたら、これから御質問、御意見を伺いたいと思うんですが、かなり内容が異なっているんで、やはりこれ分けざるを得ないかなと思っているんですが、初めに、「森林の生物多様性を高めるための林業経営の指針の策定について」に関して何か御質問、御意見等がありましたらお願いいたします。

飯塚委員どうぞ。

○飯塚委員 指針の概要のところで、主な内容としてポチの一つ目に、「林業の生産活動自体が生態系サービスの発揮に貢献する」というのももちろんそうだと思いますし、2点目の「林業経営の新たな収益機会となること」というのもあるんですけれども、ここに是非入っていたきたいなと思っているのが、そもそも何で生物多様性を高めることが林業経営にとって必要なのかという観点がもう一つあると思っておりまして、それは6ページ目に、実際に本文には記載がございます。一番下のパラグラフです。「林業事業体等が生物多様性の保全に向けて取り組むべきことは」とあるんですけれども——ごめんなさい、その次の文章になります。「また、生物多様性保全に資する森林管理は、持続的な木材生産を行うためにも重要」。つまり、多様な生物多様性が優れた森林というのは、長期的に見て元気な木を育てる、樹木の健全な生育を確保するという、つまり土壌微生物を増やして栄養分が高い土壌を作ることが林業経営にとってもとても大事であるという観点を是非概要にも入れていただきたいと思います。そ

れが本質だと思っておりますので。まあ、民間企業と連携して今お金がもらえますよというのも、林業事業体にとっては魅力にはなるんですけども、本質的なところは是非抜けのないように強調していただければなと思いました。

○土屋会長 ありがとうございます。

ほかにいかがでしょうか。

出島委員どうぞ。

○出島委員 ありがとうございます。社会からの高い関心を受けて、このような指針ができたこと、非常によかったというふうに思っております。

内容についても私も意見をさせて、私たちの組織としても意見をさせていただきましたけれども、内容も一定程度反映していただいて作っていただいたというところもよかったと思っております。また、幅広い事例も、事例集も含めて作られたことも意味があるというふうに思っております。

先ほど少しだけ御説明あったと思うんですけども、地域の、先日成立した生物多様性増進活動促進法に基づく計画の基準のようなものを作っていくというような、基準に採用していくようなお話あったと思います。もし可能であれば、その辺りの、この指針を作られて、今後実際に現場に展開していくということがやはり非常に重要だというふうに思っておりますので、その辺りの道筋が、もし今言える範囲であれば、もう少し詳しく聞きたいなと思いました。

以上です。

○土屋会長 ありがとうございます。

ほかはいかがですか。

吉川委員どうぞ。

○吉川委員 金目の話ばかりで申し訳ないんですけども、結局これＪークレジットの価値を高めるような、要するに森林由来のクレジットはなぜ高いと。これ、その辺のところの結局根拠付けになるというような、手段の一つに使いやしないかと。これ本文にも書かれていますけれども、是非その方策、どうやっていったらいいのか。Ｊークレジット自体は非常に、いわゆる取得者というか、創出者が増えているわけですけども、いまいち買手は増えないですね。だから、この買手を増やすためには一体どうしたらいいのか。やはりその辺のところも具体的な道筋を是非考えていただけるとありがたいなという気がいたします。ありがとうございます。

○土屋会長 ありがとうございます。

松浦委員どうぞ。

○松浦委員 松浦です。

これには、生物多様性としての溪畔林の保全ということもうたわれていて、すごく重要なとは思っています。

一方で、溪畔林は流木災害を引き起こすということがあって、林野庁では平成30年に土石流・流木対策指針というのも作られています。この辺との兼ね合いをどうするのかというところはちょっと気になるところです。生物多様性の切り口から道筋を示すのであれば、同時に流木対策指針というのもお示しいただいて、流域として流域環境がトータルとして保全できるような仕組みや方策を取っていただきたいなというふうに思いました。

以上です。

○土屋会長 ありがとうございます。

丸川委員どうぞ。

○丸川委員 ちょっと教えていただきたいんですけども、先ほどちょっと出しました環境省の自然共生サイトは、120ぐらい選ばれています。多分、目的は一緒だと思うんですけども、違う選び方をされたという推測をしております。自然共生サイトの方を見ると、これだけ林野庁の方が林業経営体ということで相当PDCA回しておられる感じがよく見えるんですが、一方で自然共生サイトの方は国際的なものへのデータベース化に登録されていくという、多分さっき言いましたOECMですね。それから言うと、今回選ばれた24の事業体というのか、これはもうちょっと位置付けが高くあってもいいんじゃないのかと。その112の、さっき言いました自然共生サイトがもし仮に全部登録されたとすれば、これもあってもいいんじゃないか。すなわち、違いは何なのかというのと、一体化されるかどうか、その辺をちょっとお伺いしたいなというふうに思っております。

○土屋会長 ありがとうございます。時間の関係からこのぐらいで切って、事務局の回答にいきたいと思います。よろしいですか。

そうしましたら、まとめてお願いいたします。

○福田森林利用課長 ありがとうございます。

まず、飯塚委員から御指摘ありました、生物多様性保全が持続可能な森林経営自体にとって大事というのは、そのとおりだと思っております。概要では、「林業関係者以外にもプラスになる」ということを強調するように書いておりましたので、今後の展開に当たりましては、その点もしっかり説明していきたいと思っております。

それから、出島委員から御質問があったスケジュールの関係ですが、法律が先週できまして、1年後に施行ということだったと思います。施行に向けては、基本方針や基準を作っていくこととなりますので、環境省と調整しながら進めてまいりたいと思います。また、基準自体については、都道府県や団体を通じて、しっかり普及していきたいと思っております。

それから、吉川委員から御質問がありましたJークレジットの関係ですが、Jークレジットを高く売っていくために、森林に生物多様性保全の付加価値があることを伝えていくことは、我々も大事だと思っております。今年度の委託事業では、「Jークレを高く売るためには、どのように企業に訴求すれば良いか」ということについて、これから調査を進めることになっておりますので、そちらの方で検討していきたいと思っております。

それから、丸川委員から御質問がありました、自然共生サイトと今回の基準の目的の違いについては、私どもの方は、あくまで林業経営の観点から、「林業経営をやっているということは、生物多様性保全にプラスになるんだよ」ということが伝わるようにしたいと考えて、今回のガイドラインを策定しました。こういう点を満たしていれば、「生物多様性保全に配慮している」と言えるようにするために作ったものですが、それに加えて、自然共生サイトの登録に当たっての基準としても使えるようになればいいなとも考えており、この点については、これからは環境省と調整していきたいと思っております。

以上です。

○河合治山課長 治山課の河合でございます。

松浦委員から御意見いただきました溪畔林の保全と流木対策の関係でございますが、溪畔林は通常時、生物多様性の保全でありますとか非常に重要な役割を果たしている所でございますが、逆に洪水時といいますか、大雨が降ったときというのは流木の発生の危険性もあるというような問題をはらんでいると思っております。それぞれ位置する場所が、例えば人家の直上部でありますとか、そういう所であれば、人家等の保全対象の保全を十分配慮しなければならぬわけですし、逆にもう少し余裕がある所であれば、溪畔林としての役割というのをより発揮させるということも重要と思っておりますので、それぞれの場所場所においてどういう状況であるのか、単一の目的だけではなくて、総合的に考えて、実際の現場では配慮が必要なのかなど思っているところでございますので、ただいま頂きました御意見も基に、再度流木対策の指針等もよく見まして対応してまいりたいと考えてございます。

以上でございます。

○土屋会長 ありがとうございます。

最後、丸川委員から御質問があった点で補足させてください。24という数字がありました。あれは24の事例なんですけれども、特に自然共生サイトのように認定したりしているわけでは今のところなくて、飽くまでも指針を作るときの、良い事例として示したというところです。

○丸川委員 いや、入ればいいなと思って。追加として。令和5年度ではやっているはずなので、追加で入れていくことも可能なんじゃないかなと思った次第です。

○土屋会長 当然共生サイトには大分……もう入っているところもあるのか。入っているところもありますし、これからというところもあるんだと思います。

ありがとうございました。そうしましたら、もう一つ御説明いただいた「改質リグニンの今後の展開に向けた勉強会」とりまとめについて」について御意見や御質問がありましたら、いかがでしょうか。

斎藤委員どうぞ。

○斎藤委員 ありがとうございます。「(4) 持続的・安定的な原料調達体制の構築」の箇所、スギ材の乾燥材1立方メートル当たり何キログラムの改質リグニンが製造可能かというような、量的な説明があると分かりやすいかと思いました。リグニンは木材成分として20～35%含まれますが、そこにポリエチレングリコールを加えて、歩留りでどのくらいの改質リグニンが得られるかということです。一方で、既存の樹脂の市場にはどの程度の規模で樹脂が出回っていて、改質リグニンで代替可能な樹脂についてはその何割くらいに相当するのか、オーダーがつかめる程度の粗い見積りでもいいですので様子が分かりますと、それを賄う資源としてのスギ林との釣り合いのスケール感が納得できるかなと思います。将来的に改質リグニンが軌道に乗ってきても、十分に余力ある原料供給ができるのか、バランスをとるのにどこかで歯止めをかけないとならないのか、様子を掴むためのインフォメーションとして概算値が頂けるとありがたいかと存じました。

○土屋会長 ありがとうございました。

ほかの委員はいかがでしょう。

土川委員どうぞ。

○土川委員 この勉強会の取りまとめ、大変興味深く見させていただきました。

リグニンをどういうふうにご利用するのかというのは、ウッドサイエンスの方ではもう大昔からの課題だったわけなんですけれども、改質リグニンということで、かなり大きな方向性が見えてきたのかなというふうに思います。

CNFもそれに近いものがあるわけなんですけれども、特にスギ材に着目するというところで、

さらにその使われ方が、車のボディとかそういうことということであれば、例えば「この車は天竜杉で作っています」とかという、そんなふうにやると、これはかなりブランドになってくと思うんです。

いつとき、ベンツがアマゾンの奥地の部族と契約を結びまして、「うちの車はアマゾンで作られている」ということで、なかなかそういう宣伝が上手なんです。是非そういったことも含めて、これ地域おこしにはいいのかなと。

その反面、先ほど斎藤委員からもお話があったように、材料の供給をどうするのかというような問題もありますけれども、それからこういった体制を担う会社がどなたがされるのか。この勉強会には企業の方もそれなりに御参加されていたということなんですけれども、もしこれが動くということになれば、そういう企業なのか、あるいはスタートアップのようなところなのかという気もいたしますので、そちらの産官学連携、それが進んでいったら大変面白いのかなというふうに個人的には思いました。

それから、環境との連携した、材料開発というのは、とにかく海外では鶴の目鷹の目でありますので是非、恐らくこの勉強会の皆さんも海外の動向というのも御存じかと思いますので、そちらも続けてやれるのかなという気がいたしました。

ただ、1点ちょっと教えていただきたいんですけれども、先ほど冒頭の御紹介のときに、これはスギで、ヒノキは余りよろしくないというようなことがあったかと思うんですけれども、恐らくリグニンの構造からすると、そんなにスギもヒノキも変わらないのかなという気はするんです。これがブナとかナラとか——まあ、広葉樹だったらそれは難しいでしょうというふうには分かるんですけれども、特にそこにはこだわりません。スギを利活用するということが重要ということは理解しておりますので、是非幅広く展開いただけると、個人的にも大変うれしいかなと思います。

以上です。

○土屋会長 ありがとうございます。

ほかはいかがでしょう。

よろしいですか。

そうしましたら、お答えをお願いいたします。

○安高研究指導課長 御質問ありがとうございます。

今斎藤委員から御指摘のありました基本的情報ということなんですけれども、ちょっと今明確に申し上げられるデータがなかなか少ないところではあるんですが、大体今、実証している

プラント、100トンレベルなんですけれども、100トンの改質リグニンを生産できるということで、これは今製造コストが、大体できたりリグニンがキロ5,000円ぐらいというふうに言われているんですが、これを今御説明申し上げましたように、もうちょっと大規模に製造することで、このコストを下げていかなくちやいけないということで、大体既存の樹脂に代替できる価格帯として、その10分の1ぐらい、キロ500円ぐらいにしないといけないということになってございます。その場合に、大体今、実証規模では100トンしか生産できないんですけれども、実際は2,000トンぐらい生産できないと難しいのではないかとというのが現時点の試算になってございます。その2,000トンを生産する場合にはどのぐらいの木材が必要かになりますと、今の試算ですと1万6,000立方ぐらいではないかと。もっと効率よく改質リグニンが抽出できればいいんですが、今の技術ですと1万6,000立方というようなことになってございます。

これをどういった製品にどのぐらいの改質リグニンが使われるのかといったような基本的な情報をもっと示した方がいいという御指摘だったんですが、今後そういったデータも詰めていきたいというふうに思っております。

あと土川委員からの御指摘もありましたブランド化ということで、そういった愛知産のスギでというようなブランド化もできるといいかなと思っております。正に、スギが取れる所でプラントを作って、その地場の改質リグニンを生産していくというようなことも検討したいなというふうに思っております。

そして、海外の動向等なんです、ヒノキというお話もございましたが、今の技術ですとスギでないとうまく改質リグニンが抽出できないということになってございますので、まずはこれからバイオプラスチックの生産をして海外に売っていくということも将来的にはできるのかなと思っておりますが、そういったところの将来展望についても今後検討を進めていきたいというふうに思っております。

あと、こういった改質リグニンを作る企業がどんな企業なのかという御質問もありましたが、今後、正に、大規模実証して、こういった形で商用生産ができるよというようなモデルケースをできるだけ早く確立をいたしまして、全国でスギの生産をされている所で御興味ある企業様やスタートアップの企業様も含めて、改質リグニンの生産をしていただけるように我々としても取組を推進していきたいと思っております。

以上でございます。

○土屋会長 ありがとうございます。これからもこの二つのトピックスに関しては、是非これからもいろいろな御検討を続けていただければなと思っております。

それでは、以上で、一応今日御用意していただいたものは皆さんの御協力でおしまいになりました。長丁場の御議論、大変ありがとうございました。

そうしましたら、最後に青山林野庁長官から総括的なコメントをお願いいたします。

○青山林野庁長官 本日は長時間にわたり御審議いただきまして、ありがとうございます。

まずは、森林整備保全事業計画と森林・林業白書の答申について、ありがとうございました。

それから、多くの観点から叱咤激励を頂いたと認識をしております。特に河野委員から多面的機能の話をもっと国民の皆さんに理解をしてもらうという御指摘を頂いたと思います。地球温暖化防止、災害防止、水源の涵養、生物多様性への保全、そういった点というのを国民の皆さんに理解していただくことが木材の需要の拡大につながると思いますし、国民の皆さんが素材として選好していただくモチベーションというか、きっかけになると思っております、そうしたことをPRしていくことが重要だというのは改めて認識をいたしました。

生物多様性の話、それから改質リグニンの話も、これは森林・木材の付加価値を高めて、林業をどう経済的に回していくかという視点で我々取り組んでおりますので、今後もしろいろな面から御叱咤、御指摘、御指導いただければと思います。

本日は、どうもありがとうございました。

○土屋会長 最後に総括的なコメント、ありがとうございました。

会長の方のコメントも、もう時間が大分過ぎておりますので簡単に済ませますが、御紹介ありましたように、生物多様性の検討会の方には私も座長として参加させていただいていたんですが、改質リグニンもそうなんですが、まだ大分いろいろな課題はあるんだけど、世の中に森林や木材がいろいろな意味で認められていく、その方向性が両方とも見えているなという気がしていて、それから今日御議論いただいた白書の中の花粉の問題も、これはある意味で言うと、ネガティブな反応、評価もできるんですけども、逆にそれをしっかり説明することによって本当の、例えば林業や森林の在り方というのを理解してもらうための一つのきっかけにはなるはずなんです。

皆さん、「スギ」と聞くと、今のところはネガティブな反応かもしれませんが、花粉症の方々もこうしたトピックスに関しては反応されるわけだから、その機会をうまく使うということが大事だと思っていて、いずれにせよ、すごく様々な形で、森林・林業・山村・木材について国民に広く理解していただくというチャンスが出てきているなという気はしていて、是非これは林野庁だけに限らず、我々含めて全体で取り組んでいくことだなと思っております。

ちょっと私の進行が悪くて、今日は早く終わりそうだなみたいなことをちょっと匂わせたんで

すが、結局延びました。ごめんなさい。

それでは、今日はこれで林政審議会の議事を終了いたします。何回も申し上げますが、委員の皆様には長時間にわたりまして御議論いただきまして、ありがとうございました。一応この期は今年いっぱいですが、まだ結構ありますので、引き続き頑張りましょう。

それでは、これで終わりにいたします。進行を事務局にお返しいたします。

○望月林政課長 土屋会長、ありがとうございました。次回の林政審議会につきましては、後日事務局より御連絡をいたしますので、委員の皆様方におかれましては御出席のほどよろしくお願いいたします。

以上をもちまして、本日の林政審議会を閉会とさせていただきます。ありがとうございました。

午後４時１４分 閉会